

茅ヶ崎市環境基本計画

答申

茅ヶ崎市 環境審議会

目 次

第1章 茅ヶ崎市環境基本計画について	1
1-1 計画策定の背景	2
1-2 計画の目的と位置づけ	4
1-3 計画の期間	5
1-4 計画の対象範囲	6
1-5 各主体の役割	7
1-6 計画の構成	8
第2章 茅ヶ崎市を取り巻く環境の現況と課題	9
2-1 環境を取り巻く社会情勢の変化	10
2-2 茅ヶ崎市の環境の現況	19
2-3 環境に関する市民の意識	30
2-4 前計画の総括評価	42
2-5 計画策定にあたっての課題	46
第3章 目指すべき環境の将来像と目標・施策	53
3-1 茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像	54
3-2 計画体系	56
3-3 政策目標・政策目標を達成するための施策	58
政策目標1 自然と人が共生するまち	59
政策目標2 良好な生活環境が保全されているまち	67
政策目標3 資源を大切にする循環型のまち	72
政策目標4 気候変動に対応できるまち	77
政策目標5 環境に配慮した行動を実践するまち	87
第4章 計画の確実な推進のために	95
4-1 計画の推進体制	96
4-2 計画の進行管理	97
資料編	資-1

第 1 章 茅ヶ崎市環境基本計画について

今日の環境問題は、ごみの増加、水質汚濁、ヒートアイランド現象、自然の喪失といった身近な問題から、気候変動などの地球規模の問題に至るまで多岐にわたっています。また、人口減少・少子化・超高齢化などの社会的な変化からも影響を受け、農林業の担い手減少による耕作放棄地や手入れの行き届かない森林の増加、生物多様性の低下なども懸念され、環境・経済・社会の課題が相互に関わり、複雑化してきています。

このような環境問題の多くが私たちの生活に密接に関わっており、特に気候変動については、人類の存続をも脅かす局面に立たされています。私たちは、日々刻々と変化している社会や経済の状況を踏まえながら、かけがえのない環境を未来の世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、平成 8（1996）年 9 月に環境の保全及び創造に関する理念を示した「茅ヶ崎市環境基本条例（以下、「条例」といいます。）」を制定しました。平成 10（1998）年 3 月には、条例の理念を具体化した「茅ヶ崎市環境基本計画」を策定、平成 23（2011）年 3 月には、世界情勢や国の動向等、外部環境の変化に対応するため、自然環境や生物多様性の保全、資源循環型社会や低炭素型社会の構築を軸とした「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）（以下、「前計画」といいます。）」を策定しました。

また、平成 25（2013）年 3 月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める地方公共団体実行計画として、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策を網羅的かつ体系的に整備した「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」を策定、推進してきました。

前計画の計画期間が令和 2（2020）年度で満了することに加え、東日本大震災以降の社会環境の変化や人口減少・少子化・超高齢化社会への移行、生物多様性の保全、「持続可能な開発目標（SDGs）」※¹ や COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）におけるパリ協定の発効、気候変動への適応など、国内外の社会状況の変化に対応するために、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」を包含した令和 3（2021）年度を始期とする「茅ヶ崎市環境基本計画（以下「本計画」といいます。）」を新たに策定しました。本計画の推進にあたっては、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を考慮し、生活・社会・経済及び自然環境等をめぐる様々な課題の解決に資するよう、環境の保全等に関するさらなる取り組みを推進していきます。

※ 1 平成 27（2015）年 9 月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）のこと。令和 12（2030）年までに「誰一人取り残さない」社会を実現することを目指し、相互に密接した 17 のゴールと 169 のターゲットを掲げています。

茅ヶ崎市環境基本条例第3条（基本理念）

- 1 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代のすべての人々が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、自然と人との豊かなふれあいの実現をめざして、自然環境が適正に保全されるよう行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を造るよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、その日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

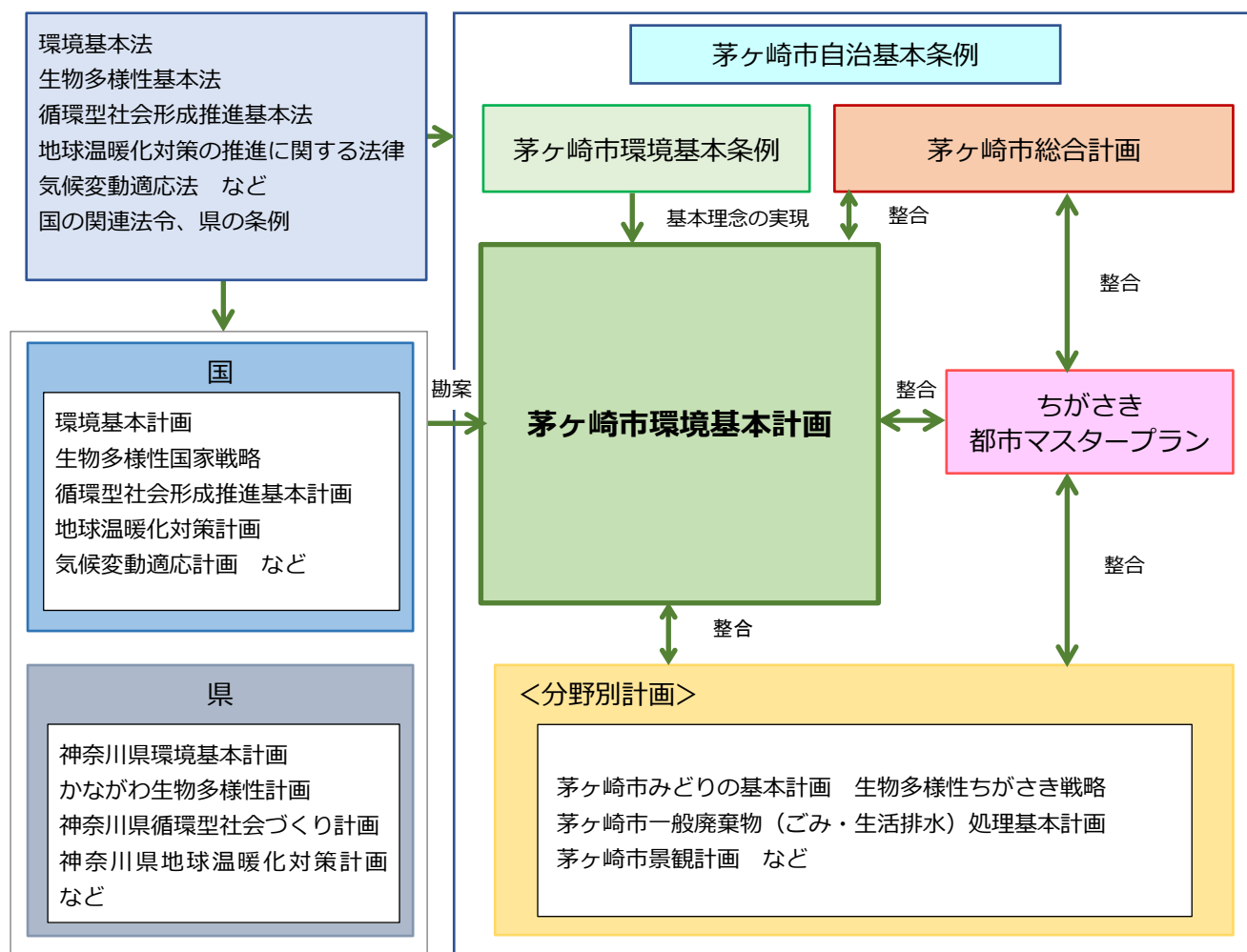
1-2 計画の目的と位置づけ

本計画は、環境基本条例の基本理念（第3条）の実現に向けて、環境の保全および創造に関する施策を示すとともに、市民、事業者、市のそれぞれが担うべき取り組みを明示するものであり、本市の環境施策を総合的体系的に定める計画です。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画であることから、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」に相当する計画として位置づけます。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮し、「茅ヶ崎市総合計画」や「ちがさき都市マスタープラン」のほか各種分野別計画などと整合を図っています。

茅ヶ崎市環境基本計画の位置づけ



1-3

計画の期間

本計画の期間は、30 年程度の中長期的な展望を持ちながら、「茅ヶ崎市総合計画」の期間との整合を図るため、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とし、概ね 5 年を目途に中間見直しを行います。

計画の期間

評価項目	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
環境基本計画	中間評価 期末評価									
総合計画 (実施計画)	(仮称) 事業実施方針 前期 実施計画 後期 実施計画									

※ 「前期実施計画」は、令和 3 年度から 7 年度までを計画期間とする予定でしたが、令和 3 及び 4 年度については、新型コロナウイルス感染症による社会・経済等の影響を考慮して策定する「(仮称) 茅ヶ崎市事業実施方針」に基づき、行政運営を進めます。

1-4

計画の対象範囲

本計画の対象分野は、①自然共生、②良好な生活環境、③資源循環、④気候変動、⑤環境保全活動の5分野とし、身近な地域レベルの環境問題から気候変動などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとしします。

また、対象とする地域は茅ヶ崎市全域とし、広域的な取り組みが必要なものについては、国、県、周辺市町などと協力しながら課題の解決に取り組むものとしします。

なお、従来は環境分野のものと考えられなかった課題であっても、環境分野における取り組みが課題の解決に資すると考えられるものについては、本計画の対象に含めて取り組むものとしします。

対象分野	対 象 範 囲
自然共生	生物多様性、みどり・水辺 など
良好な生活環境	公害防止、水循環、環境美化、景観 など
資源循環	要らないものを買わない・断る、ごみの発生抑制、再使用、再資源化（4R）、ごみの収集処理 など
気候変動	省エネルギー、再生可能エネルギー、気候変動への対応 など
環境保全活動	環境教育・環境学習、環境情報、環境活動 など

1-5 各主体の役割

市民及び事業者、市が、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を創造していきます。

市民

環境問題の解決にあたっては、市や事業者の責任のみでなく、市民一人ひとりが、自らの日常生活の中で取り組んでいくことが重要です。自らが取り組みの主体であることを自覚し、取り組みを推進するための活動に参画することが求められています。

市民は、日常生活の中での環境配慮に積極的に取り組むとともに、市や事業者との連携・協力による環境保全施策の推進に主体的に参加・協力します。

事業者

市内の事業者は、その事業活動を行うにあたり、地域社会との調和を図るよう努めることが求められています。事業者は、事業活動の中での環境配慮に積極的に取り組むとともに、産業振興と環境保全の両立を目指し、事業活動そのものを環境負荷低減型へと移行していくよう取り組みます。また、市民や市との連携・協力による環境保全施策の推進に主体的に参加・協力します。

なお、本計画においては、各主体の役割をより明確化し、それぞれの立場において責任をもった環境保全の取り組みを促すため、事業者については、市民とは別に位置づけることとしています。

市

市は、自らの事務事業における環境配慮に積極的に取り組むとともに、本計画に示す施策の確実な推進及び計画の進行管理を行います。また、市民や事業者との連携・協力による環境保全施策の推進に必要となる仕組みづくり等の基盤整備を行います。

1-6

計画の構成

本計画は、第1章から第4章までで構成し、第1章に計画の目的と位置づけ、期間などの基本事項、第2章に茅ヶ崎市の環境の現況、前計画の総括評価、計画策定にあたっての課題、第3章に茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像、計画体系、政策目標・政策目標を達成するための施策、第4章に計画の推進体制、計画の進行管理について示しています。

第1章	茅ヶ崎市環境基本計画について	計画策定の背景、計画の目的と位置づけ、期間、対象範囲、各主体の役割などの基本事項
第2章	茅ヶ崎市を取り巻く環境の現況と課題	社会情勢の変化、茅ヶ崎市の環境の現況、前計画の総括評価、計画策定にあたっての課題
第3章	目指すべき環境の将来像と目標・施策	茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像、計画体系、政策目標・政策目標を達成するための施策
第4章	計画の確実な推進のために	計画の推進体制、計画の進行管理

第2章 茅ヶ崎市を取り巻く環境の現況と課題

2-1

環境を取り巻く社会情勢の変化

茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）の計画期間内（平成 23（2011）年度～令和 2（2020）年度）における主な社会情勢の変化は、次のとおりです。

1

世界・国の動向

① 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

経済発展、技術開発により、人間の生活は物質的には豊かで便利なものとなりましたが、一方で、私たちのこの便利な生活は、気候変動や地球上の生物多様性の喪失など、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境の悪化をもたらしています。

国際社会は、平成 13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：以下「MDGs」といいます。）を開発分野の羅針盤として、極度の貧困の半減や安全な飲料水のない人口の半減など 15 年間で一定の成果を上げましたが、教育、母子保健、衛生といった未達成の目標や、深刻さを増す環境汚染や気候変動への対策、頻発する自然災害への対応といった新たな課題が生じるなど、MDGs の策定時から、開発をめぐる国際的な環境は大きく変化しました。

こうした状況に取り組むべく、平成 27（2015）年 9 月に「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、国際社会全体が、これらの人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことに合意しました。

SDGs は、17 のゴール（右図「持続可能な開発目標（SDGs）における 17 の目標」参照）が相互に関係しており、1 つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。特に SDGs の数多くのゴール・ターゲットに、環境そのものの課題や地球環境と密接に関わる課題が含まれることから、環境分野での取り組みには、経済社会システム・ライフスタイル・技術のイノベーションの創出と経済・社会的課題などの同時解決に資する効果があります。

SDGs は、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけるものです。そのためには、市民、事業者、市などの社会の多様な主体が連携して行動していく必要があります。

そのため、本市の環境施策の推進においても、SDGs の考え方を考慮し、持続可能な社会の実現に寄与していくことが求められています。

持続可能な開発目標（SDGs）における 17 の目標



目標1 [貧困]

あらゆる場所あらゆる形態の
貧困を終わらせる。



目標2 [飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障
及び栄養の改善を実現し、
持続可能な農業を促進する。



目標3 [保健]

あらゆる年齢のすべての人々の
健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



目標4 [教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、
生涯学習の機会を促進する。



目標5 [ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、
すべての女性及び女児の能力強化を行なう。



目標6 [水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と
持続可能な管理を確保する。



目標7 [エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる
持続可能な近代的なエネルギーへの
アクセスを確保する。



目標8 [経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の
完全かつ生産的な雇用と働きがいのある
人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]

強靱(レジリエント)なインフラ構築、
包摂的かつ持続可能な産業化の促進
及びイノベーションの推進を図る。



目標10 [不平等]

国内及び各国国家間の
不平等を是正する。



目標11 [持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で
持続可能な都市及び人間居住を実現する。



目標12 [持続可能な消費と生産]

持続可能な消費生産形態を確保する。



目標13 [気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための
緊急対策を講じる。



目標14 [海洋資源]

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、
持続可能な形で利用する。



目標15 [陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、
持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに
土地の劣化の阻止・回復
及び生物多様性の損失を阻止する。



目標16 [平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な
社会を促進し、すべての人々に司法への
アクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて
効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



目標17 [実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、
グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典：国際連合広報センターウェブサイト、持続可能な開発のための 2030 アジェンダと日本の取り組み（外務省）

② パリ協定

平成 27（2015）年 12 月、パリで開催された COP21 において、令和 2（2020）年以降の温暖化対策の国際的枠組みとなる「パリ協定」が正式に採択され、平成 28（2016）年 11 月に発効しました。

「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を 2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）にすること」などが目標として定められ、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取り組みを実施することとされています。

③ 第五次環境基本計画

平成 30（2018）年 4 月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGs の考え方も活用し、環境・経済社会の統合的向上を具体化する」ことを掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

また、「地域循環共生圏」の創造に向けた施策の展開として、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」など分野横断的な 6 つの重点戦略を設定し、さらに、重点戦略を支える環境政策として、「気候変動対策」をはじめとする 6 つの分野が示されています。

第五次環境基本計画 6 つの重点戦略

6 つの重点戦略	
① 持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築 ○ E S G 投資、グリーンボンド等の普及・拡大 ○ 税制全体のグリーン化の推進 ○ サーバサイジング、シェアリング・エコノミー ○ 再エネ水素、水素サプライチェーン ○ 都市鉱山の活用 等 	② 国土のストックとしての価値の向上 ○ 気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり ○ 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR） ○ 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全 ○ コンパクトシティ・小さな拠点＋再エネ・省エネ ○ マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等 
③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり ○ 地域における「人づくり」 ○ 地域における環境金融の拡大 ○ 地域資源・エネルギーを活かした収支改善 ○ 国立公園を軸とした地方創生 ○ 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用 ○ 都市と農山漁村の共生・対流 等 	④ 健康で心豊かな暮らしの実現 ○ 持続可能な消費行動への転換（倫理的消費、COOL CHOICE など） ○ 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進 ○ 低炭素で健康な住まいの普及 ○ テレワークなど働き方改革＋CO2・資源の削減 ○ 地方移住・二地域居住の推進＋森・里・川・海の管理 ○ 良好な生活環境の保全 等 
⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及 ○ 福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引（再エネ由来水素、浮体式洋上風力等） ○ 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」 ○ バイオマス由来の化成品創出（セルロースナノファイバー等） ○ AI等の活用による生産最適化 等 	⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と 戦略的パートナーシップの構築 ○ 環境インフラの輸出 ○ 適応プラットフォームを通じた適応支援 ○ 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ ○ 「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等 

出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

重点戦略を支える環境政策

環境政策の根幹となる環境保全の取組は、揺るぎなく着実に推進

○気候変動対策

パリ協定を踏まえ、地球温暖化対策計画に掲げられた各種施策等を実施
長期大幅削減に向けた火力発電（石炭火力等）を含む電力部門の低炭素化を推進
気候変動の影響への適応計画に掲げられた各種施策を実施



フロンガス回収
(環境省HPより)

○循環型社会の形成

循環型社会形成推進基本計画に掲げられた各種施策を実施



廃棄物分別作業
(環境省HPより)

○生物多様性の確保・自然共生

生物多様性国家戦略2012-2020に掲げられた各種施策を実施



絶滅危惧種
(イタセンパラ)

○環境リスクの管理

水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理、環境保健対策



水環境保全
(環境省HPより)

○基盤となる施策

環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・環境学習、環境情報 等



環境教育
(環境省HPより)

○東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

中間貯蔵施設の整備等、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備、
放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策、資源循環を通じた被災地の復興、
災害廃棄物の処理、被災地の環境保全対策等 等



中間貯蔵施設
土壌貯蔵施設

出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

第五次環境基本計画 6つの重点戦略とグリーンインフラ

「第五次環境基本計画」では、分野横断的な6つの重点戦略を設定し、パートナーシップの下、環境・経済・社会の統合的向上の具体化と経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からイノベーションの創出を目指しています。

なかでも、「②国土のストックとしての価値の向上」において、環境インフラやグリーンインフラ等を活用した強靱性（レジリエンス）の向上等に関する施策の実施がうたわれており、自立・分散型エネルギーの導入による災害時も含めたエネルギーの安定供給、廃棄物の平時から災害時までの一貫した処理システムの確保や、自然環境が有する多様な機能を有効に活用した地域の防災・減災力の強化など、環境に関する取り組みはレジリエンスの向上にもつながるとして、SDGsの多様な便益（マルチベネフィット）を具現化するものとなっています。

グリーンインフラとは、自然環境が有する多様な機能（生きものの生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、防災・減災等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めようとする考え方や手法のことです。生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の考え方と合わせて、レジリエンスの強化と生物多様性の保全を同時に達成しうる取り組みとして注目されています。

④ 生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標）

平成 22（2010）年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約締約国会議（COP10）において採択された「生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標）」は、生物多様性条約の 3 つの目的、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、を達成するための世界目標です。

戦略計画 2011-2020 は、令和 32（2050）年までに「自然と共生する」世界を実現するビジョン（中長期目標）をもって、令和 2（2020）年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動の実施（短期目標）及び 20 の個別目標（愛知目標）の達成を目指しています。令和 2（2020）年以降の取り組みについては、令和 2（2020）年度の COP15 にて「ポスト 2020 生物多様性世界枠組」採択が予定されています。

⑤ 健全な水循環に向けた法整備、計画策定等

健全な水循環を維持・回復するための施策を包括的に推進していくため、平成 26（2014）年に水循環基本法が制定され、それに基づき平成 27（2015）年には「水循環基本計画」が閣議決定されました。

水循環基本計画では、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、水循環に関する施策を通じ、流域において関係者が連携して人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、または改善に向けた活動することを「流域マネジメント」とし、これを推進していくこととしています。

⑥ 循環型社会の形成に向けた計画策定等

平成 30（2018）年 6 月の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「第三次計画」で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取り組み等を引き続き重視するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理のさらなる推進と環境再生」「循環分野における基盤整備」などを掲げています。

また、こうした方向性のもと、「バイオマスの地域内での利活用」「シェアリング等の 2 R ビジネスの促進、評価」「家庭系食品ロス半減に向けた国民運動」「高齢化社会に対応した廃棄物処理体制」などの取り組みを推進することとしています。

さらに、令和元（2019）年 5 月には、「食品ロス削減推進法」が成立し、食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組む努力が「国民運動」として位置づけられました。

このほか、海洋に放出されるプラスチックごみが海の生態系に甚大な影響を与えていることが国際的な課題となっており、令和元（2019）年 5 月に「バーゼル条約」の改正が採択され、汚れたプラスチックの輸出制限が決定し、令和 3（2021）年 1 月から施行されることとなりました。

国では、同時期に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、プラスチックの資源循環を総合的に推進するとしており、「容器包装リサイクル法」の関係省令を改正し、プラスチック製買物袋の有料化などの取り組みが進められています。

⑦ 温室効果ガス削減に向けた法改正等

国は、「パリ協定」に向けて、「国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比26.0%減(2005年度比25.4%減)」とする温室効果ガスの削減目標を立て、その実現を目指し、平成28(2016)年5月に「地球温暖化対策推進法」の改正を行うとともに地球温暖化対策に関する総合的な計画である「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

また、平成30(2018)年7月に策定された国の「第5次エネルギー基本計画」では、令和12(2030)年に向けて、徹底した省エネルギーの推進を前提に、再生可能エネルギーは22~24%とするエネルギーミックス^{※1}目標の確実な実現を目指しています。

国内での再生可能エネルギーの普及状況についてみると、平成26(2014)年7月に開始された「固定価格買取制度(FIT)」を契機に、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの利用が急速に普及しており、機器についても技術革新によりエネルギー変換効率の向上や設置コストの低減などが進んでいます。

※1 個々の電源が全電力量に占める割合のこと。特定のエネルギーに依存するのではなく、エネルギー資源の安定確保や私たちの生活や経済活動、地球温暖化への対応などを考慮しながら、適切なバランスで組み合わせることが必要とされている。「長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)」において、令和12(2030)年度の電源構成は、化石燃料(石油、石炭、LNG)を56%程度、原子力を22~20%程度、再生可能エネルギーを22~24%程度とすることが示された。

⑧ 気候変動適応策の推進

気候変動は、人間社会や自然の生態系の危機に繋がると考えられており、既に集中豪雨や干ばつといった異常気象による災害が世界中で発生し、甚大な被害が報告されています。

既に起こりつつある気候変動による被害の回避・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」と言い、温室効果ガスの排出削減を図る「緩和策」とともに、既に生じている温暖化による影響に適切に対応する「適応策」に積極的に取り組む必要があることから、平成30(2018)年6月に「気候変動適応法」が成立し、11月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

気候変動適応計画では、影響が既に生じているまたはその恐れがある主要な7つの分野(「農業・森林・林業、水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」)が明示され、関係府省庁が連携して気候変動適応策を推進することとされています。

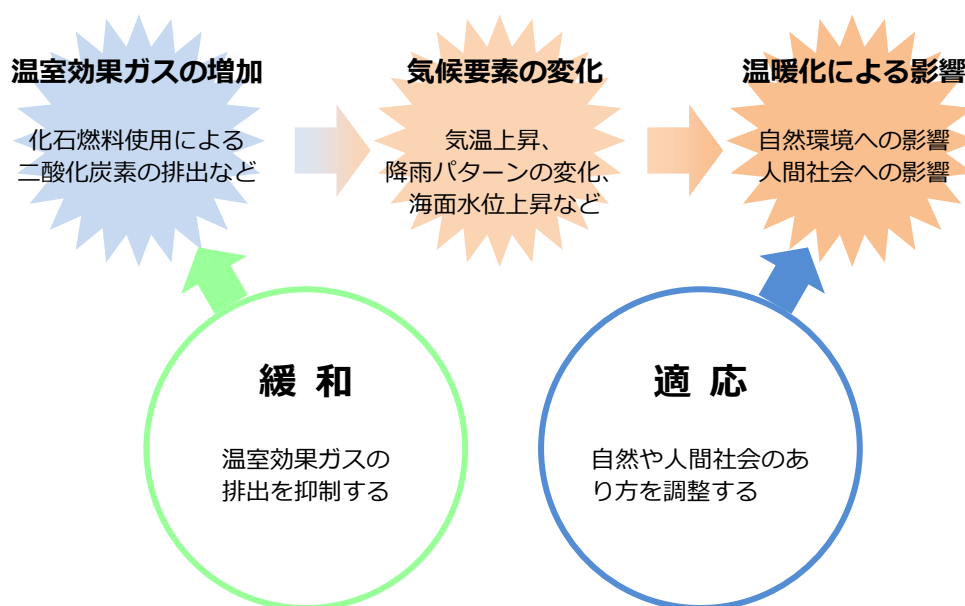
気候変動対策における「緩和」と「適応」

気候変動に対する対策は大きく分けて2つあります。

1つは、原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」、もう1つは、既に起こりつつある、あるいは起こりうる温暖化の影響に対して、自然や社会のあり方を調整する「適応」です。

私たちはまず、温暖化の原因に直接働きかける「緩和」を進める必要があります。一方で、最善の緩和の努力を行ったとしても、世界の温室効果ガスの濃度が下がるには時間がかかるため、今後数十年間は、ある程度の温暖化の影響は避けることができないといわれています。

したがって、「緩和」と同時に差し迫った影響への対処として、「適応」の取組も不可欠となるのです。



出典：適応への挑戦 2012（環境省）

2

神奈川県の変向

① 神奈川県環境基本計画

平成 28（2016）年 3 月に平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度を計画期間とする「神奈川県環境基本計画」を策定し、「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を基本目標に掲げています。

また、基本目標を達成するために、「持続可能な社会の形成」「豊かな地域環境の保全」「神奈川のチカラとの協働・連携」の 3 つの分野を設定し、10 年後のめざす姿等や施策の方向を明らかにして、計画の実現に向けて取り組みを推進しています。

② 自然共生社会の形成に向けた取り組み

平成 28（2016）年 3 月に平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度を計画期間とする「かながわ生物多様性計画」を策定し、「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と「生物多様性の理解と保全行動の促進」の 2 つを基本目標としています。

③ 循環型社会の構築に向けた取り組み

平成 29（2017）年 3 月に平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度を計画期間とする「神奈川県循環型社会づくり計画」を改訂し、引き続き基本理念として「廃棄物ゼロ社会」を目指して、「資源循環の推進」「適正処理の推進」及び「災害廃棄物対策」を 3 つの施策の柱として設定し、3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、廃棄物の適正処理の推進、海岸美化等の推進などに取り組んでいます。

さらに、平成 30（2018）年 9 月には、「かながわプラごみゼロ宣言」を行い、プラスチック製ストローやレジ袋の利用廃止・回収などの取り組みを、市町村や企業、県民とともに広げていくことで、令和 12（2030）年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指しています。

④ 気候変動への取り組み

平成 22（2010）年 3 月に神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき、「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定しました。その後、計画策定後の状況変化をふまえ、平成 28（2016）年度から令和 12（2030）年度までを計画期間として、平成 28（2016）年 10 月に改定しました。神奈川県地球温暖化対策計画では、温室効果ガスの排出の抑制に関する「緩和策」と、地球温暖化への適応を図るための「適応策」の施策を推進することとしています。

また、平成 26（2014）年 4 月に策定した「かながわスマートエネルギー計画」により、分散型エネルギーシステムの構築に向けた取り組みを推進しています。

令和 2（2020）年 2 月には、今、気候が非常事態にあるという「危機感」を市町村、企業、アカデミア、団体、県民と共有し、ともに「行動」していくことを目的に、「かながわ気候非常事態宣言」を宣言しました。

環境を取り巻く状況に関する年表

	世界・国	神奈川県	茅ヶ崎市
	東日本大震災の発生		
平成 23 年 (2011 年)			「茅ヶ崎市総合計画」策定 「茅ヶ崎市環境基本計画 (2011 年版)」策定
平成 24 年 (2012 年)	「第四次環境基本計画」閣議決定 ・長期的な目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの削減を目指す	「かながわグランドデザイン」 策定	
平成 25 年 (2013 年)	「地球温暖化対策の推進に関する法律 の一部を改正する法律」公布 2020 年度に向けた国の温室効果ガス排 出対策目標（暫定値）公表 ・2020 年度に 2005 年度比で 3.8%減	「神奈川県再生可能エネルギー の導入等の促進に関する条例」 公布	「茅ヶ崎市地球温暖化対策 実行計画」策定
平成 26 年 (2014 年)	「水循環基本法」公布 「エネルギー基本計画」閣議決定 「IPCC 第 5 次評価報告書」公表	「かながわスマートエネルギー 計画」策定	
平成 27 年 (2015 年)	「水循環基本計画」閣議決定 「長期エネルギー需給見通し」決定 「日本の約束草案」公表・提出 ・温室効果ガスを 2030 年度に 2013 年 度比 26%減 国連「2030 アジェンダ」採択 COP21「パリ協定」採択		「茅ヶ崎市低炭素まちづく り計画」策定
平成 28 年 (2016 年)	「地球温暖化対策計画」閣議決定 「パリ協定」発効	「神奈川県環境基本計画」策定 「かながわ生物多様性計画」策 定 「神奈川県地球温暖化対策計 画」改定	
平成 29 年 (2017 年)		「神奈川県循環型社会づくり計 画」改訂	
平成 30 年 (2018 年)	「第 5 次エネルギー基本計画」閣議決定 「第五次環境基本計画」閣議決定 「気候変動適応法」公布 「第四次循環型社会形成推進基本計画」 閣議決定 「気候変動適応計画」閣議決定	「かながわプラごみゼロ宣言」	「茅ヶ崎市一般廃棄物（ご み・生活排水）処理基本計 画」改訂
令和元年 (2019 年)	「食品ロスの削減の推進に関する法律」 公布 「バーゼル条約」改正		「茅ヶ崎みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」 策定 「茅ヶ崎市景観計画」改定 「ちがさき都市マスタープ ラン」改定
令和 2 年 (2020 年)		「かながわ気候非常事態宣言」	

2-2 茅ヶ崎市の環境の現況

1 位置と地勢

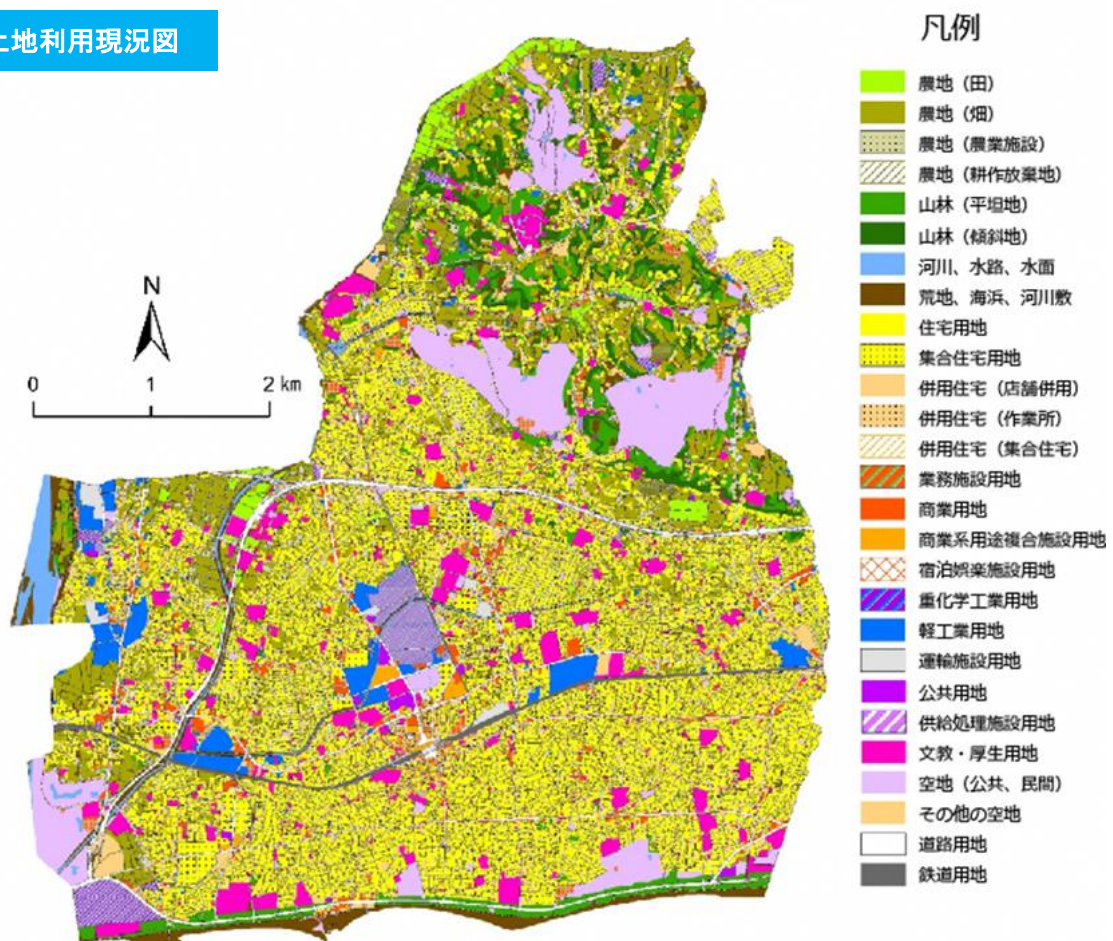
茅ヶ崎市は、神奈川県の中南部に位置し、東京から西に 50km あり、東は藤沢市、西は平塚市、南は海岸線約 6 km におよぶ相模湾、そして北は寒川町と接しています。面積は 35.76km²、東西 6.94km、南北 7.60km の広がりを持っています。

地形は湘南砂丘となだらかな丘陵からなっており、気候は四季を通じて温暖で、年間の平均気温は 17 度です。

平成 27（2015）年度の都市計画区域における土地利用構成をみると、住宅用地が 37.1%と最も多く、次いで農地が 13.8%、道路・鉄道用地が 13.3%となっており、その他はいずれも 10%未満となっています。

市街化区域内における土地利用状況をみると、都市的土地利用が 93.0%を占めており、中でも住宅用地が 54.1%と最も多く、続いて道路・鉄道用地が 16.2%、自然的土地利用が 7.0%となっています。市街化調整区域では、自然的土地利用が 54.0%と過半数を占めており、なかでも農地が 28.1%と多くなっています。

土地利用現況図



出典：茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略

2

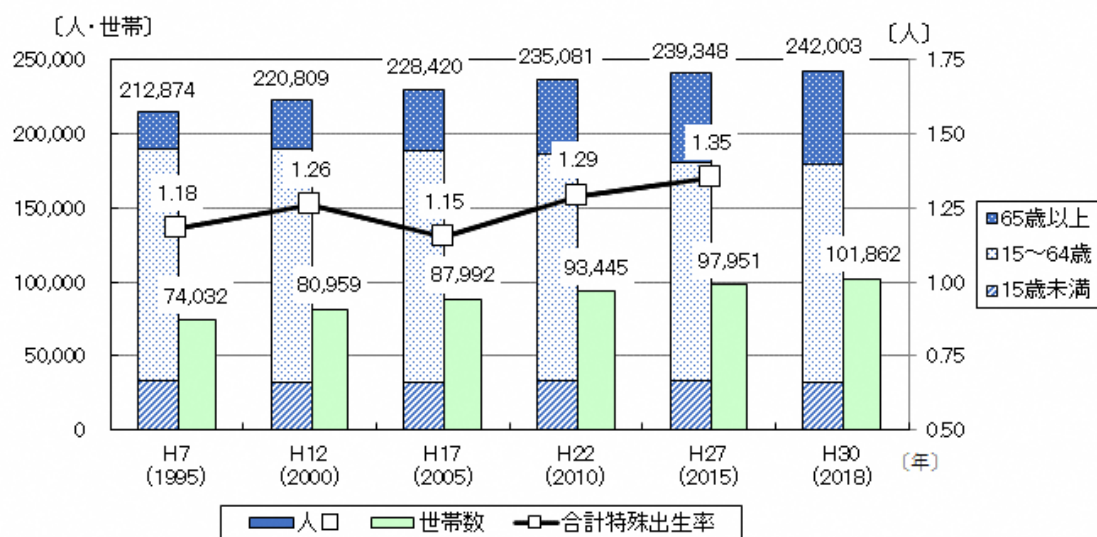
人口・世帯数

本市の人口は、令和元（2019）年10月1日現在で241,887人です。人口は近年微増の傾向にありますが、令和2（2020）年をピークに人口が減少に転じると推計されています。

合計特殊出生率は、平成17（2005）年の1.15から平成27（2015）年には1.35と改善されているものの、国の1.45より低い水準となっています。

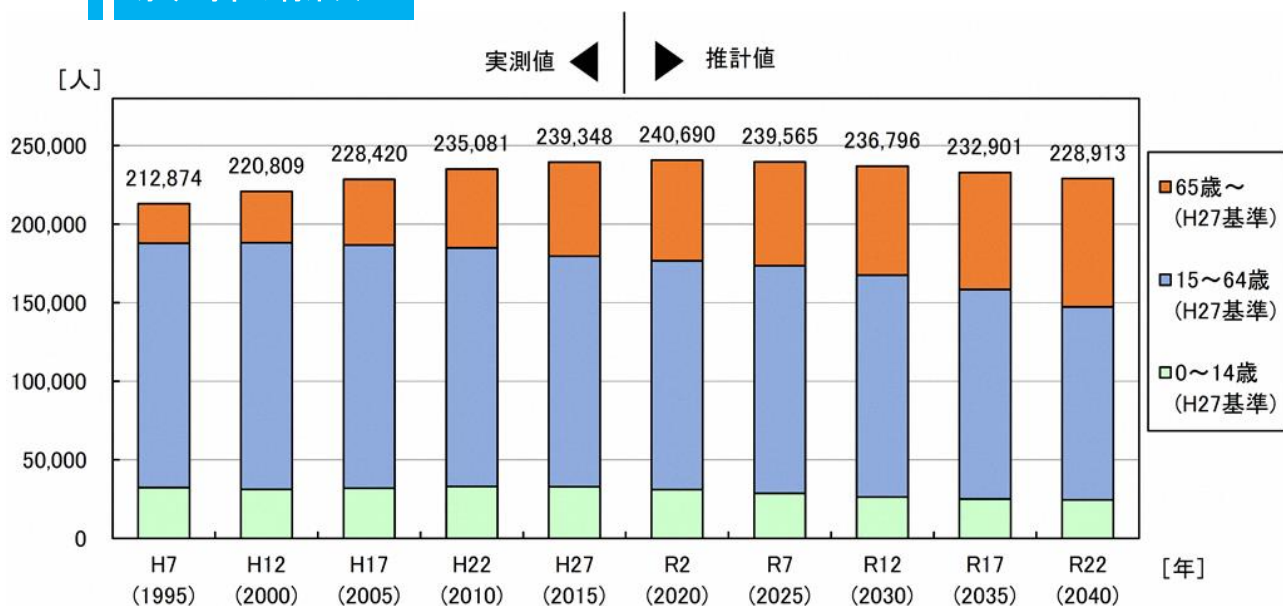
15歳未満の人口は平成22（2010）年以降減少傾向で少子化が懸念される一方、65歳以上の人口は平成7（1995）年の10.5%から平成30（2018）年には26.0%に増え、4人に1人以上が高齢者となっています。令和22（2040）年には3人に1人が高齢者となる超高齢社会となることが予想されています。

人口・世帯数・合計特殊出生率の推移



出典：統計年報（平成30年度版）

茅ヶ崎市の将来人口



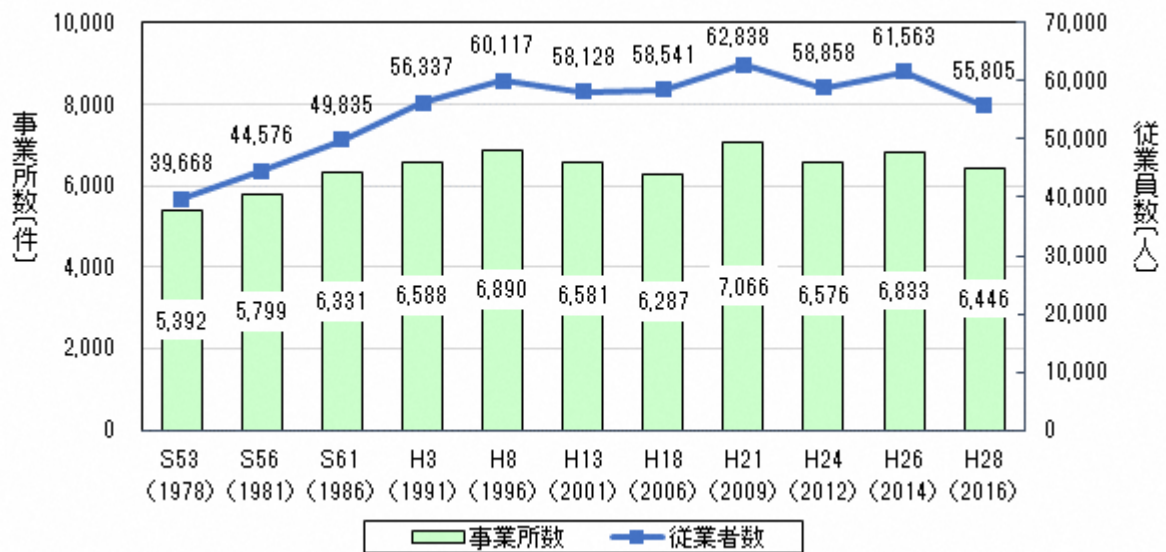
出典：茅ヶ崎市の人口について（平成29（2017）年2月）

3

経済の状況

平成 28 (2016) 年 6 月 1 日現在において、本市の事業所数は 6,446 所、従業者数は 55,805 人であり、平成 8 (2006) 年以降は横ばいの傾向です。第一次産業が 0.2%、第二次産業が 14.2%、第三次産業が 85.6%であり、うち、卸売・小売業が 22.5%、宿泊業・飲食サービス業が 13.8%、医療・福祉が 11.8%と、第三次産業の 3 業種で全体の約半数を占めています。

茅ヶ崎市の事業所数・従業員数の推移



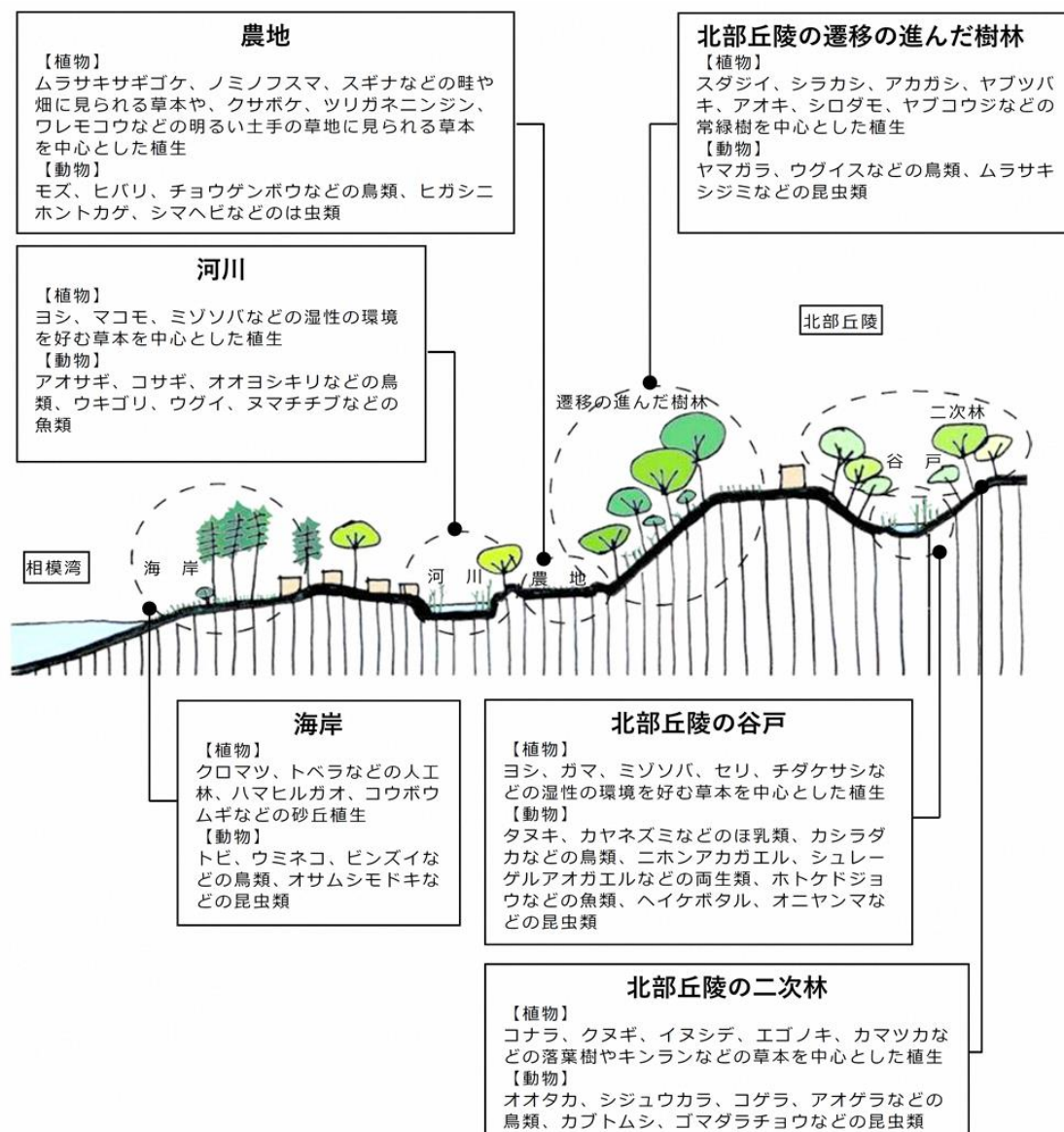
出典：統計年報(令和元年版)

本市には、樹林地、農地、草地、水辺などの環境が含まれる谷戸などの自然環境、生きものを育み地域に潤いをもたらす河川、地域の人たちによって守られてきた社寺林や屋敷林など、多様な生きもののすみかが残されています。

北部丘陵の谷戸や二次林ではコナラ、クヌギなどの落葉樹やキンラン、ガマなどの草本類、オオタカやカヤネズミ、ニホンアカガエル、オニヤンマ、ゴマダラチョウなどの動物が、河川ではヨシ、マコモなどの草本類のほか、アオサギ、オオヨシキリなどの鳥類、ウキゴリ、ウグイなどの魚類の生息・生育が確認されており、海岸にはクロマツ林が広がっています。

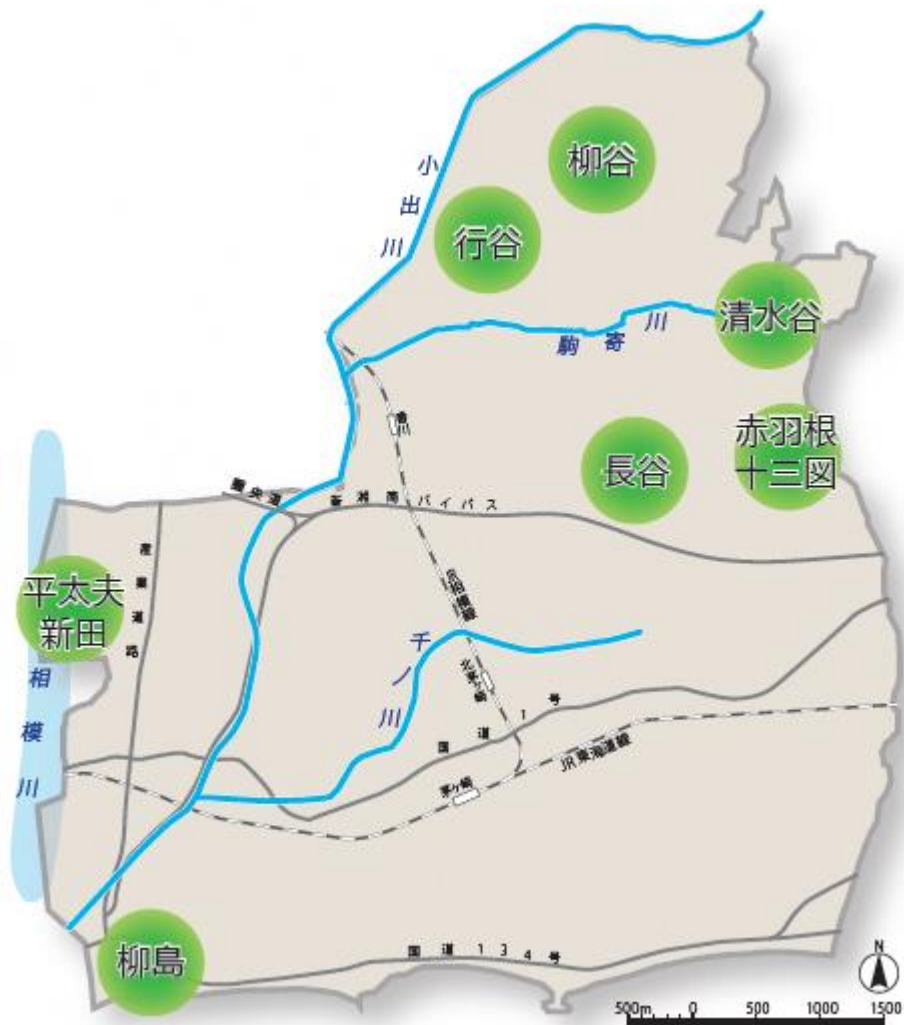
自然環境評価調査により特に重要度の高い自然環境とされた、柳谷や行谷、清水谷、長谷、赤羽根十三図、平太夫新田、柳島では、多様な生きものの生息・生育が確認され、指標種の分布が集中しています。

生きものの生息・生育環境断面模式図



出典：茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略

市内の重要度の高い自然環境の位置図



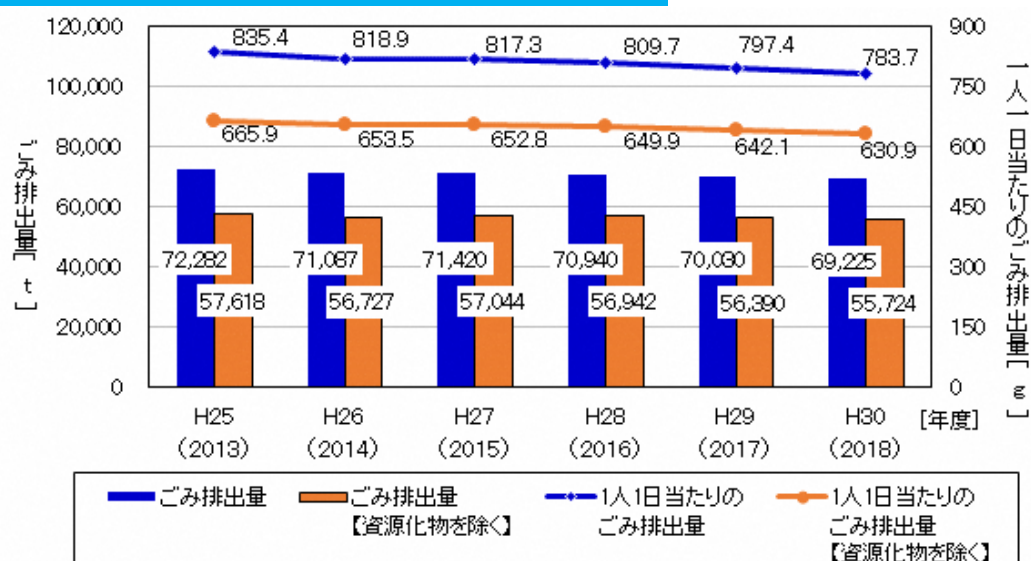
5

資源循環の現況

平成 30（2018）年度の茅ヶ崎市のごみの総排出量は、69,225t であり、平成 25（2013）年度から約 3,000t 減少しています。市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量も、減少傾向にあり、平成 30（2018）年度は 783.7g となっています。

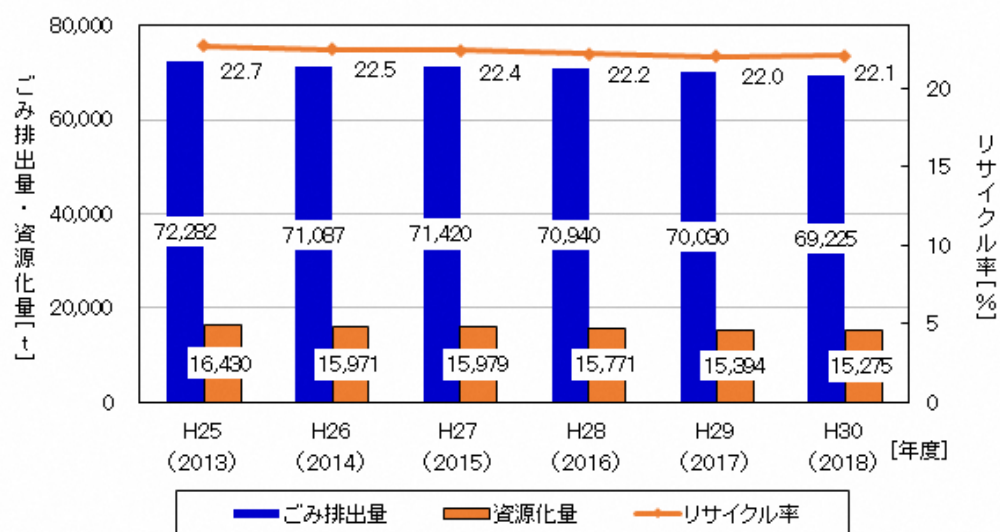
また、資源物のほか、市で収集した燃やせないごみ・大型ごみも手選別と磁選機などでリサイクルできるものを集め、資源化をしています。さらに、燃やせるごみなどの焼却残渣も再資源化を図っており、市のリサイクル率は、近年 22% 台で推移しています。

年間ごみ排出量と市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量



出典：令和元年度版 清掃のあらまし

年間ごみ排出量・資源化量・リサイクル率



出典：令和元年度版 清掃のあらまし

6

環境負荷の現況

① 大気

本市では、神奈川県的一般環境大気測定局（一般局）、自動車排出ガス測定局（自排局）が設置されており、環境基準に定められている大気汚染物質について常時監視を行っています。平成 30（2018）年度の大気測定の結果、光化学オキシダントを除いて、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）は環境基準を達成しています。

大気測定的环境基準達成状況（平成 30 年度）

「－」は測定していない項目を示す。

物質	評価区分	環境上の条件	達成状況	
			一般局	自排局
二酸化硫黄 (SO ₂)	長期的 評価	年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.04ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。	達成	－
	短期的 評価	日平均値がすべての有効測定日数で0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	達成	－
二酸化窒素 (NO ₂)		年間にわたる日平均につき、測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。	達成	達成
光化学オキシダント (Ox)		1時間値が0.06ppm以下であること。（昼間の時間帯5時から20時）	非達成	－
一酸化炭素 (CO)	長期的 評価	年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が10ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。	－	達成
	短期的 評価	日平均値がすべての有効測定日数で10ppm以下であり、かつ、8時間平均値（※）が20ppm以下であること。（※）24時－8時、8時－16時、16時－24時までの時間帯の平均値をいう。	－	達成
浮遊粒子状物質 (SPM)	長期的 評価	年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%範囲内にあるものを除外した、1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。	※1	達成
	短期的 評価	すべての1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	※1	達成
微小粒子状物質 (PM2.5)	長期的 評価	1年間平均値が15μg/m ³ 以下であること。	－	達成
	短期的 評価	1日平均値の年間98%値を日平均値の代表として、35μg/m ³ 以下であること	－	達成

「※1」は、有効測定時間が年間6,000時間を満たしていないことを示す。

出典：茅ヶ崎の環境-平成 30 年度環境保全報告-

② 河川水質

本市では、市内を流れる 3 河川 9 地点で、水素イオン濃度 (pH) や生物化学的酸素要求量 (BOD) 等について、水質測定を定期的実施しています。

平成 30（2018）年度の測定結果については、千ノ川の下相模橋以外の全ての調査地点で BOD が環境基準を超過していたほか、小出川の下町屋橋で浮遊物質 (SS) の環境基準が超過しています。

小出川、駒寄川の水質の自主測定結果（平成 30 年度）

区分	測定項目(単位)	河川名	千ノ川			小出川					駒寄川	環境基準
		測定地点	上ノ田橋	梅田橋	古相模橋	大黒橋	寺尾橋	浜園橋	下町屋橋	宮ノ下橋	中通橋	
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)		7.6	7.5	7.5	7.5	7.3	7.3	7.4	7.4	7.4	6.5以上 8.5以下
	生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/L)	3.6	3.2	2.6	3.2	8.7	6.6	6.7	4.1	4.3	3以下
	化学的酸素要求量(COD)	(mg/L)	3.6	2.9	3.3	3.7	7.2	6.1	6.0	5.1	5.7	－
	浮遊物質(SS)	(mg/L)	10	10	15	2	16	22	35	23	10	25以下
	溶存酸素(DO)	(mg/L)	6.7	7.1	7.4	8.7	7.1	7.0	6.3	6.7	7.8	5以下

注1 値は調査期間内の各測定値の単純平均。

注2 小出川は平成30年6月に類型指定が行われ、河川B類型として評価。千ノ川と駒寄川は、最終的な合流先である相模川下流の河川B類型を準用して評価。

出典：茅ヶ崎の環境-平成 30 年度環境保全報告-

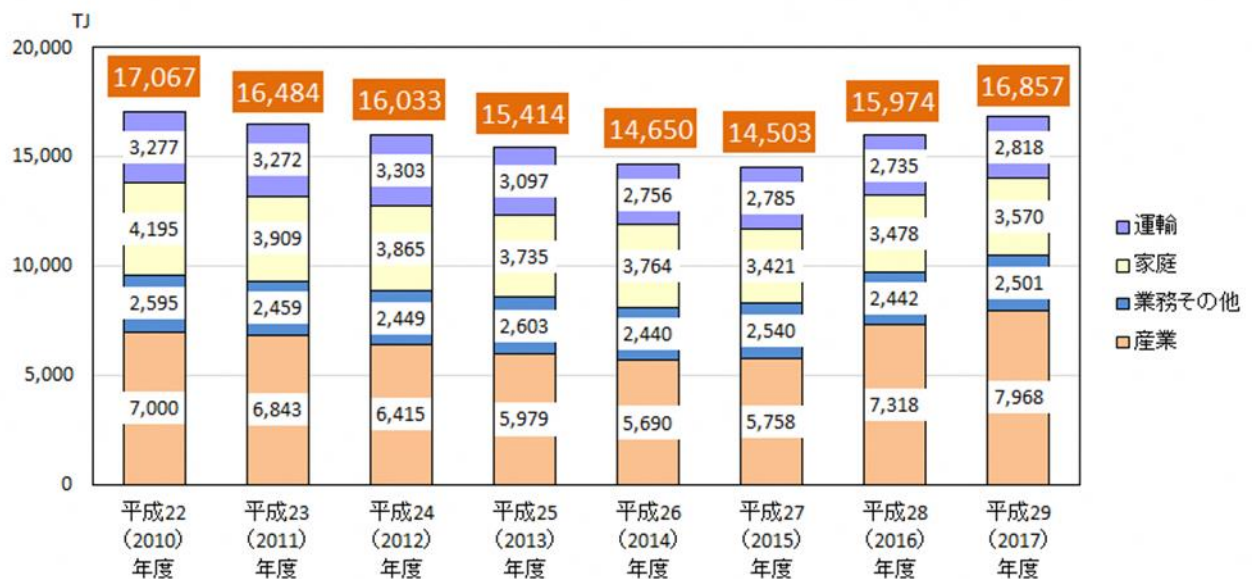
③ エネルギー消費量

本市の市域におけるエネルギー消費量は、平成 29（2017）年度で 16,857TJ となっており、平成 27（2015）年度までは減少傾向にありましたが、以降は増加に転じています。

また、平成 29（2017）年度の部門別エネルギー消費量は、約 47%が産業部門での消費量となっており、次いで、家庭部門、業務その他部門などとなっています。

平成 25（2013）年度以降は、家庭部門は減少傾向、業務その他部門、運輸部門は概ね横ばい傾向、産業部門は増加傾向で推移しています。

エネルギー消費量の推移



* 各部門の小数点以下を四捨五入しているため合計値にずれが生じる場合があります。ご了承ください。

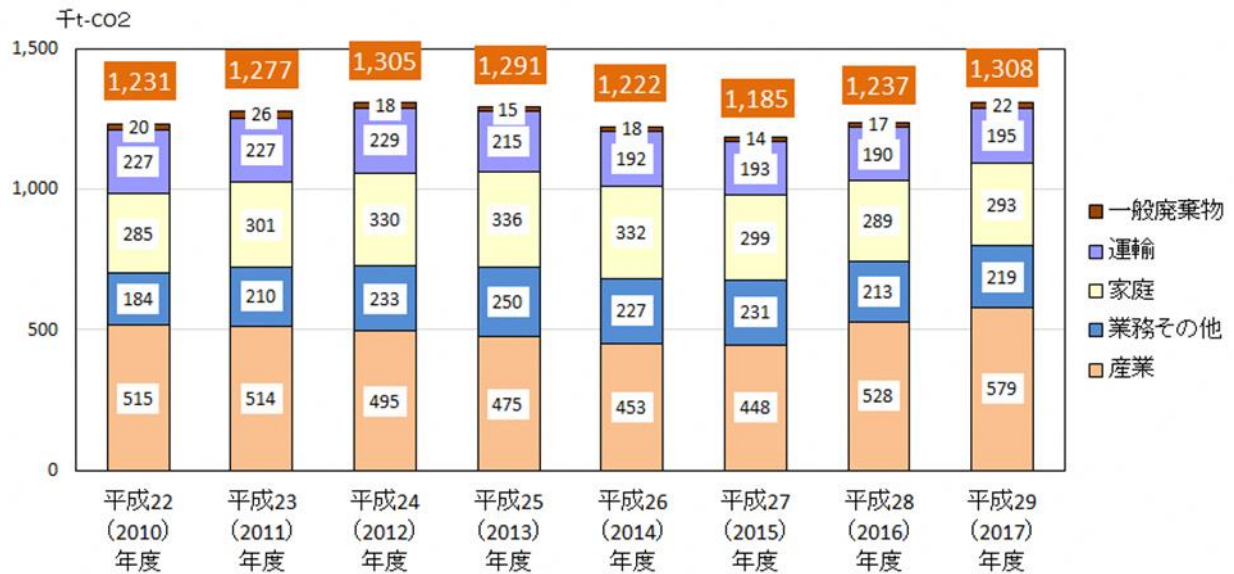
出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編に基づき算出

④ 温室効果ガス

本市の市域から排出される温室効果ガスの総排出量は、平成 29（2017）年度で 1,308 千 t-CO₂ となっており、平成 22（2010）年度以降は増減を繰り返しながら、1,200～1,300 千 t-CO₂ 前後で推移しています。

また、平成 29（2017）年度の部門別二酸化炭素排出量は、約 44%が産業部門からの排出量となっており、次いで、家庭部門、業務その他部門などとなっています。家庭部門、業務その他部門、運輸部門は、平成 25（2013）年度以降は概ね横ばい傾向で推移しています。

温室効果ガス排出量（CO₂）の推移



* 各部門の小数点以下を四捨五入しているため合計値にずれが生じる場合があります。ご了承ください。

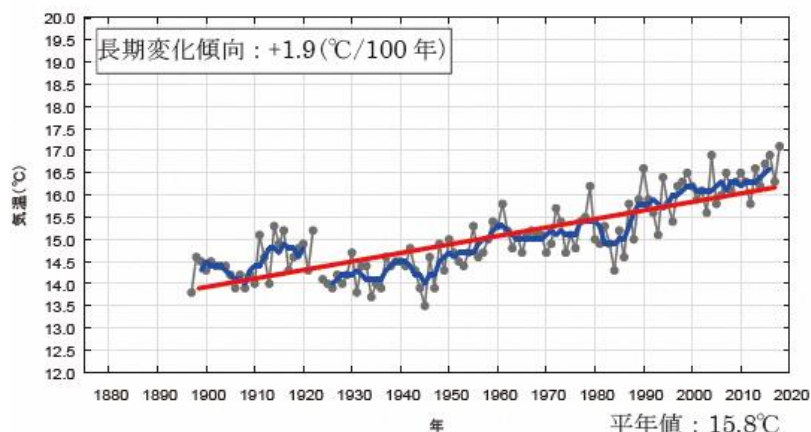
出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編に基づき算出

7 気候変動の現状と予測

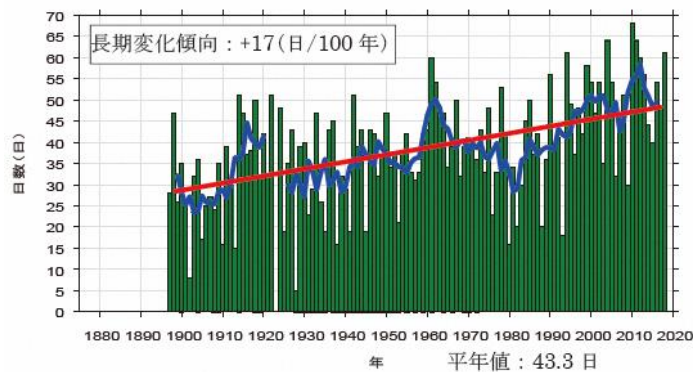
① 気候の変化

横浜地方気象台で観測された年平均気温の経年変化(1897~2018年)は、100年あたりで1.9℃の気温の上昇が観測されています。また、真夏日と熱帯夜の日数は増加傾向が、冬日の日数は減少傾向が現れています。

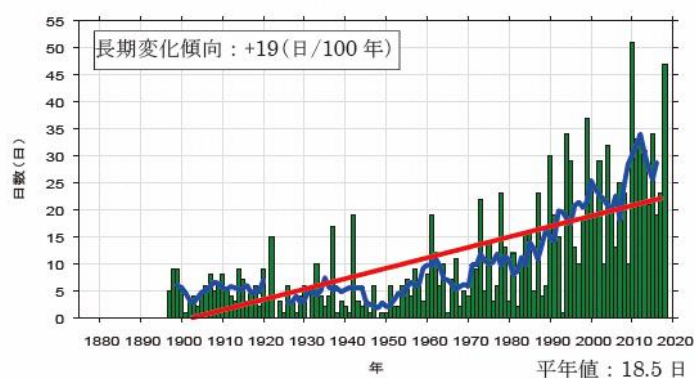
年平均気温の変化（横浜気象台）



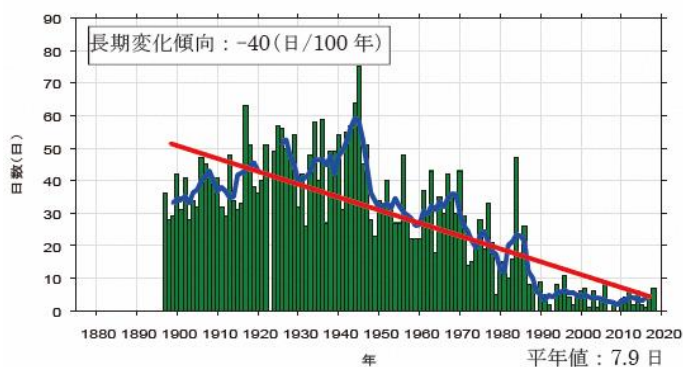
真夏日日数の変化（横浜地方気象台）



熱帯夜日数の変化（横浜地方気象台）



冬日日数の変化（横浜地方気象台）



出典：気候変化レポート 2018-関東甲信北陸東海地方-

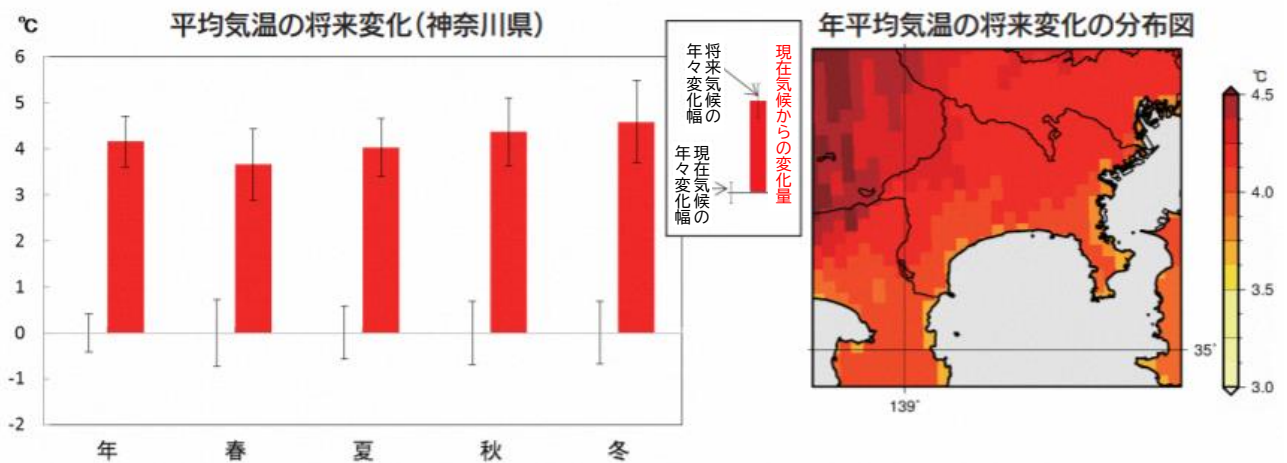
② 気候変化の将来の見通し

今後、温室効果ガスの排出削減対策がほとんど進まず、地球温暖化が最も進行する場合を想定した場合の21世紀末の神奈川県的气候が予測されています。

神奈川県では年平均気温が100年で約4℃上昇、猛暑日が100年で約40日増加（横浜市）すると予測されており、産業や生態系など広い分野への大きな影響と健康への影響の増大が懸念されています。

また、滝のように降る雨の発生が100年で約2倍に、雨の降らない無降水日も増加すると予測されており、大雨による災害発生や水不足などのリスクが増大することが懸念されています。

年平均気温の将来予測（横浜地方気象台）



出典：神奈川県の21世紀末の気候（横浜地方気象台）

2-3

環境に関する市民の意識

1

市民・事業者意識調査

本計画の策定にあたり、市民、事業者を対象に、環境についての考え方、行動、今後の市の望ましい環境像などに対する意識動向を把握することを目的として、意識調査を実施しました。

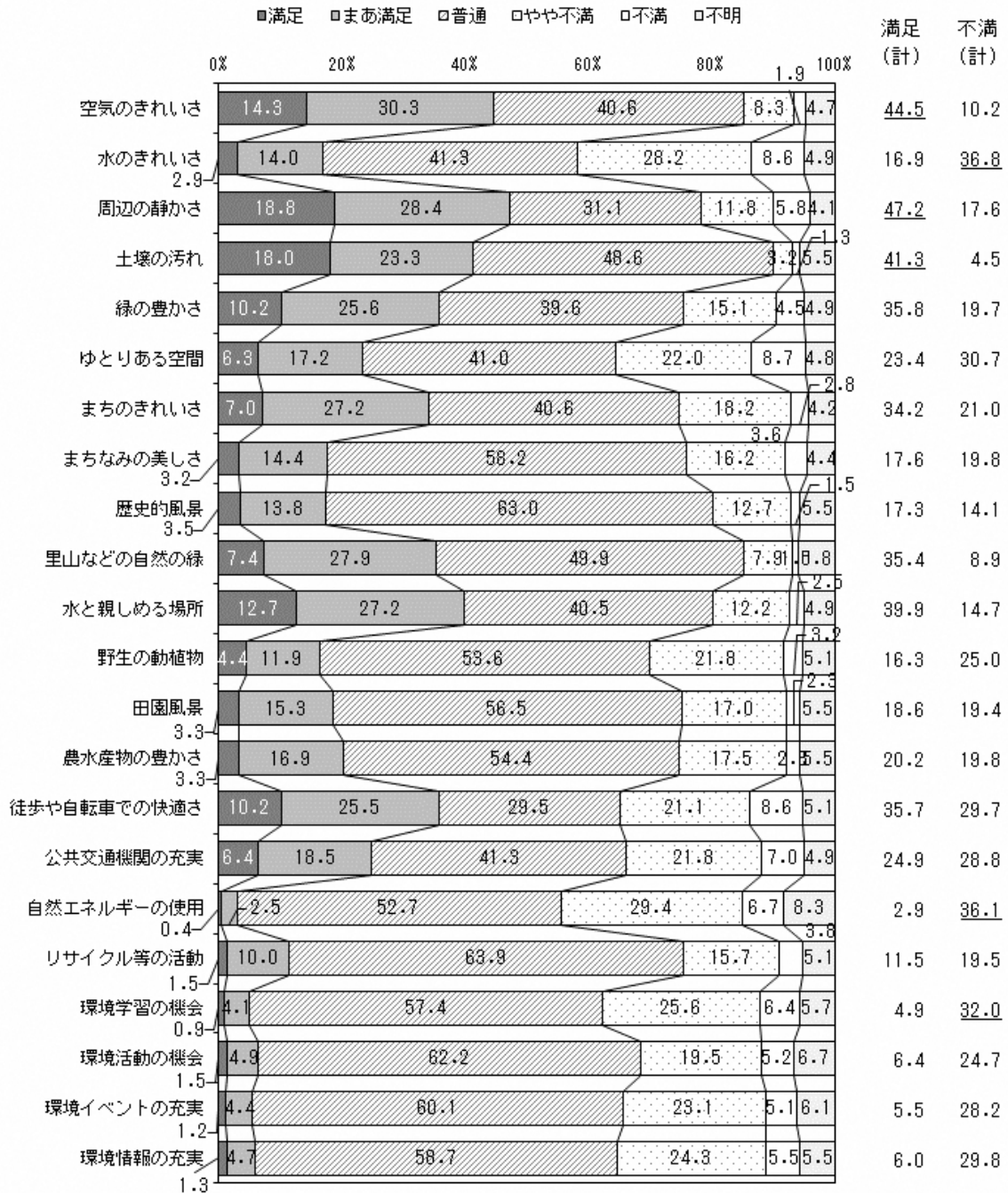
意識調査の概要

	市民	事業者
調査対象	茅ヶ崎市在住の満 16 歳以上の 男女 2,000 人	茅ヶ崎市内の 1,000 事業所
抽出方法	「住民基本台帳」からの 無作為抽出	茅ヶ崎商工会議所会員からの 無作為抽出
調査方法	郵送により調査票を配布、回収	
調査期間	令和元（2019）年 6 月 28 日から令和元（2019）年 7 月 20 日	
配布数	2,000	1,000
有効回収数	687	304
有効回収率	34.3%	30.4%
調査項目	① 回答者自身について ② 茅ヶ崎市の環境について ③ 普段の環境活動について ④ 地球温暖化対策について ⑤ 茅ヶ崎市の生物多様性について ⑥ 自由意見	① 事業所について ② 事業所の環境活動について ③ 事業所の地球温暖化対策への 取り組みについて ④ 茅ヶ崎市の環境・市政について ⑤ 自由意見

① 日頃感じる満足度

茅ヶ崎市の環境について感じていることを聞いたところ、『満足（計）（「満足」「まあ満足」の合計）』では「周辺の静かさ（47.2%）」、「空気のきれいさ（44.5%）」、「土壌の汚れ（41.3%）」が比較的高く、『不満（計）（「やや不満」「不満」の合計）』では「水のきれいさ（36.8%）」「自然エネルギーの使用（36.1%）」「環境学習の機会（32.0%）」が高くなっています。

日頃感じる満足度（市民アンケート調査）

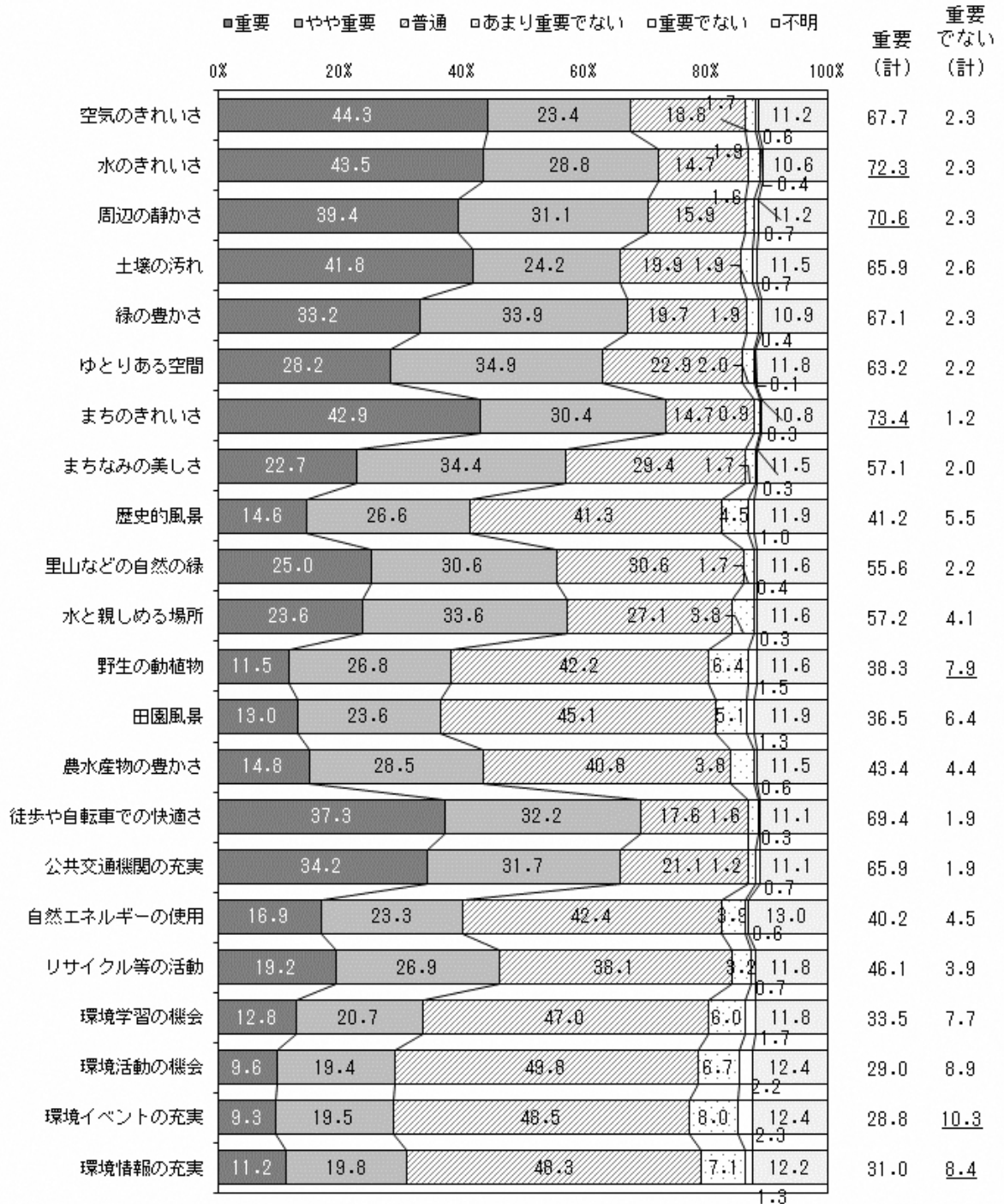


* 各部門の小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%になりません。ご了承ください。

② 日頃感じる重要度

『重要(計) (「重要」「やや重要」の合計)』では「まちのきれいさ(73.4%)」「水のきれいさ(72.3%)」「周辺の静かさ(70.6%)」が比較的高く、7割以上が重要と感じています。

日頃感じる重要度（市民アンケート調査）

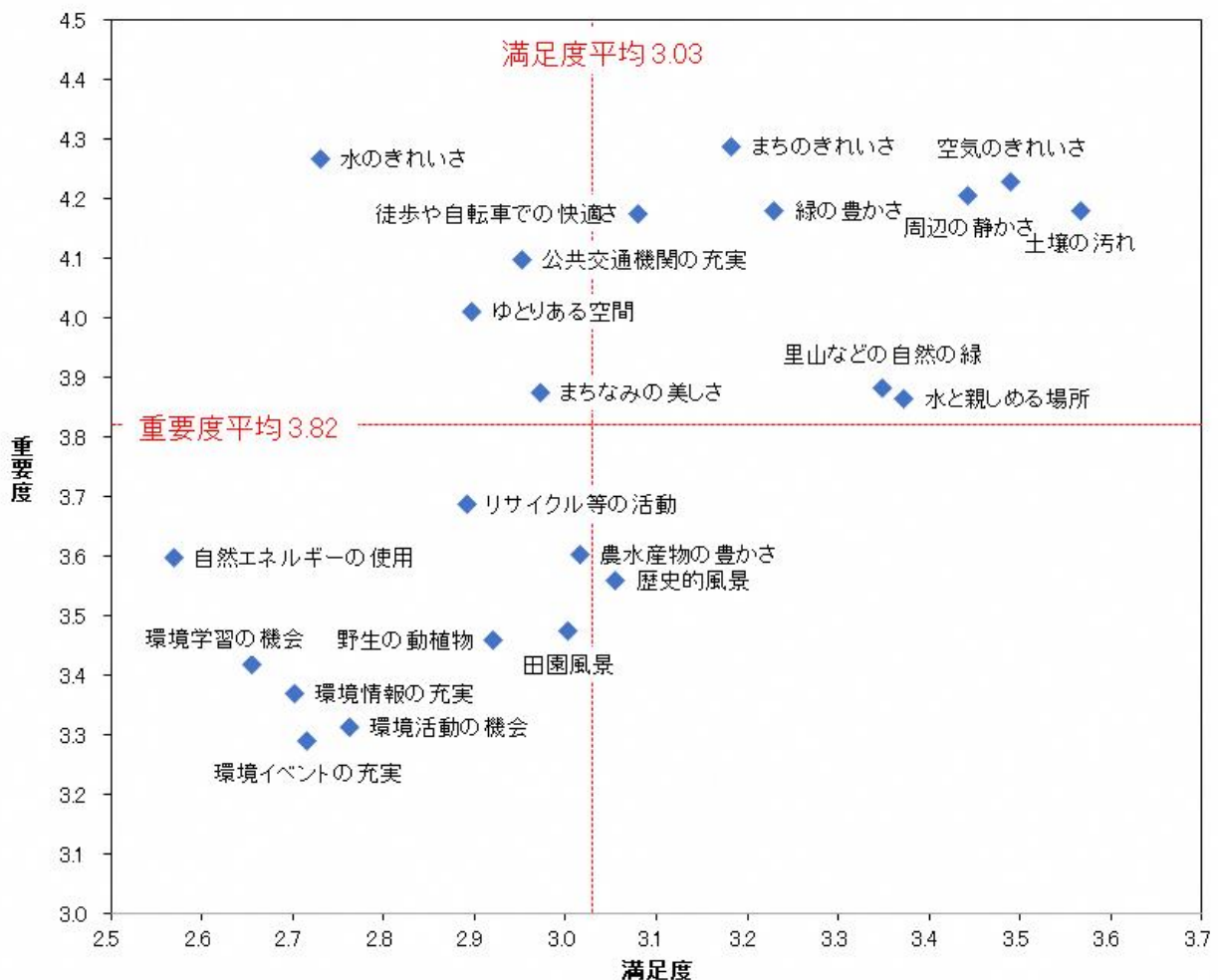


* 各部門の小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%になりません。ご了承ください。

③ 満足度・重要度の関係

満足度と重要度の関係をみると回答者が重要と感じているが満足度が平均より低い項目は、満足度の低い順に「水のきれいさ」「ゆとりある空間」「公共交通機関の充実」「まちなみの美しさ」の4項目となっています。回答者が重要と感じかつ満足度も平均より高い項目は、満足度の高い順に「土壌の汚れ」「空気のきれいさ」「周辺の静かさ」「水と親しめる場所」「里山などの自然の緑」「緑の豊かさ」「まちのきれいさ」となっています。回答者の重要度が平均より低く、かつ満足度も平均より低い項目は、重要度の低い順に「環境イベントの充実」「環境活動の機会」「環境情報の充実」「環境学習の機会」「野生の動植物」「田園風景」「自然エネルギーの使用」「農水産物の豊かさ」「リサイクル等の活動」となっています。「歴史的風景」については、重要度は平均より低いものの、満足度は平均より高くなっています。

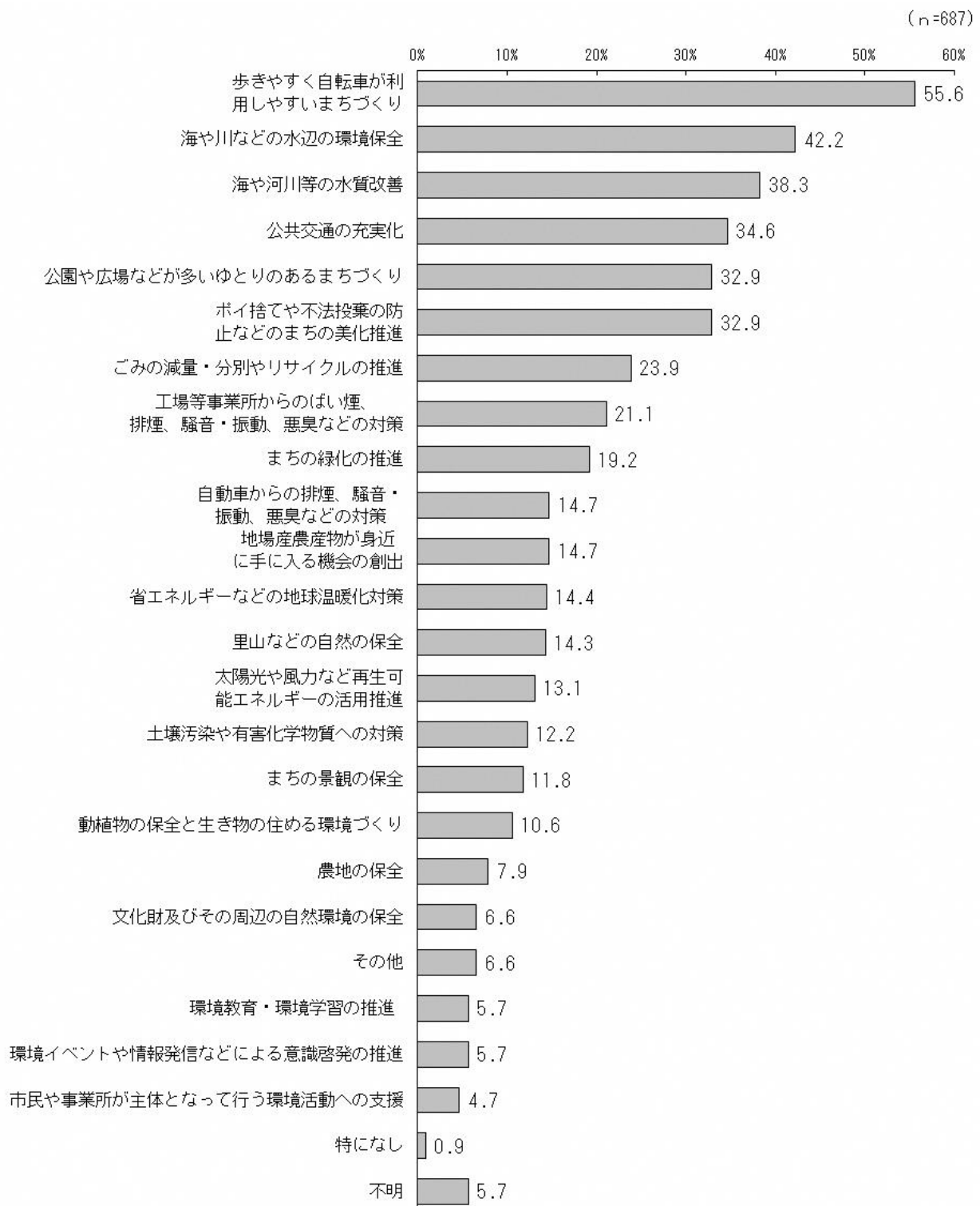
満足度・重要度の関係（市民アンケート調査）



④ 市が重点的に取り組むべき環境への対策

茅ヶ崎市が重点的に取り組むべき環境への対策を聞いたところ、「歩きやすく自転車が利用しやすいまちづくり」が 55.6%と最も高く、次いで、「海や川などの水辺の環境保全」(42.2%)、「海や河川等の水質改善」(38.3%)となっています。

市が重点的に取り組むべき環境への対策（市民アンケート調査）



2

ちがさき環境ワークショップ

本計画の策定にあたり、今ある自然や多様な動植物とそれを育む温暖な気候を未来につなげ、持続可能な『環境にやさしいまち』をつくるため、「目指すべき環境の将来像」について市民意見を聴取する場として、環境ワークショップを3回実施しました。自然環境、ごみ減量化・環境美化、地球温暖化対策のテーマごとに、10年後の茅ヶ崎の環境のイメージや環境政策のあり方についてグループによる意見交換を行いました。

ちがさき環境ワークショップの概要

開催日時		討議テーマ	参加者数
第1回	令和元(2019)年 9月7日(土)	(全体説明) ・茅ヶ崎市環境基本計画の見直しについて (グループ単位) ・地域で残しておきたい自然、改善したい環境について ・今後、重点的に取り組むべき分野・取り組みについて	15人
第2回	令和元(2019)年 11月30日(土)	(全体説明) ・前回ワークショップのおさらい (グループ単位) ・将来の環境像、10年後の茅ヶ崎の環境のイメージについて	11人
第3回	令和2(2020)年 1月18日(土)	(全体説明) ・前回ワークショップのおさらい (グループ単位) ・みんなが環境活動に参加できる仕組みについて	15人

① 自然共生について

みどり・水辺

- ・市域北部の農地、緑地の保全が必要である。大気汚染の改善にも貢献している。
- ・谷戸の保全は隣接する自治体との連携を図るべき。市境界で取り組みが異なれば、有効な保全はできない。
- ・海岸の松原は、三保の松原に匹敵する自然資源であると思うので、隣接自治体と連携して保全していけると良い。マツクイムシ被害への対処など質の保全も図っていかなければならない。
- ・みどりだけでなく、河川の保全にも力を入れてほしい。
- ・水循環の取り組みを行うには、流域自治体との連携が不可欠である。
- ・農地を保全するためには「生業」としての農業が成立することが大事。安全なものを食べられるという安心感と農地保全が結びつくといい。
- ・里山～川～海までをつなぐフットパスの取り組みがあると良い。
- ・子どもが自然と関われる場やのびのびと遊べる空間が必要である。

生きもの

- ・ 里山～川～海をつなぐネットワークづくりが重要である。生物多様性にも貢献する。
- ・ 小出川の多自然型川づくりが進むと良い。行谷あたりに生きものがすみやすい場所を保全してほしい。
- ・ 条例などで生きものの生息・生育場所を保全できないか。

② 良好な生活環境について

公園・緑地

- ・ 子どもが遊べる環境（場所）が少なくなっている。公園でのボール遊びの禁止等、子どもが生き生きと遊べない。夏休みの暑いときに外で遊ぶ場所がない。

景観

- ・ 電線類の地中化を進めてほしい。景観も良くなるし、歩行者や自転車の安全性向上につながる。

③ 資源循環について

ごみの分別

- ・ 自治会の取り組みにより、茅ヶ崎では4 Rが根付いている。レジ袋を使う人も少ない。
- ・ 紙もリサイクル資源にできるものが燃えるごみで出されている。
- ・ 他市では高齢者がごみステーションまで持って行けない場合、近所で助け合っている。

プラスチックごみ

- ・ プラスチックの袋が増えた。プラスチックの回収戦略を見直すべきではないか。
- ・ 海洋プラスチックなどは茅ヶ崎だけの問題ではない。（大きな問題である）マイクロプラスチックになる前に解決する必要がある。
- ・ 将来的にはプラスチックゼロの社会づくりへ。

リサイクル

- ・ 資源物をリサイクル材料として売れるものにする（リサイクルの質を高める）。
- ・ 松の枯れ葉をペレット（固形燃料）化するなど、ごみにせず有効活用する。
- ・ ごみ焼却場が発電に活用されていることの積極的な情報発信が必要である。

④ 気候変動について

省エネ行動

- ・ 市民へ啓発しているつもりになっているだけで、本当に知られていないのではないか。普及・啓発だけで満足していないか。
- ・ 普及・啓発だけではなく、実際の削減効果はどれくらいあるのか、具体的に何をすればどの位削減できるのかまで考える必要がある。

事業所

- ・事業活動の拡大とともに CO₂ 排出量が増える。企業が省エネ・CO₂ 削減を推進していくことが重要である。
- ・中小企業が取り組める、一歩踏み出せるようなインセンティブが必要では。
- ・経済活動（収入源をかせぐ）と環境活動を一体的に考える必要がある（環境対策に充てる税収を増やす）。

再エネ

- ・ソーラーシェアリング普及の動向が気になる。まずは市民農園から導入してはどうか。

適応策

- ・茅ヶ崎市では地球温暖化への危機感が薄い、今後茅ヶ崎市でも大雨による水害の可能性を考え対策していく必要があるのではないか。
- ・緩和策とともに、適応策も重要である。

⑤ 環境保全活動について**意識向上**

- ・小さいことの積み重ね、市民一人ひとりの意識を高めていくしかない。
- ・市民の身近な生活に関係していること、実感がないと行動しない。
- ・自分の努力が報われているのかが感じられることが重要である。
- ・効果的な情報発信の方法について検討していかなければならない。

普及・啓発

- ・小中学生に環境のことをしっかりと考えてもらえる仕組みづくりをする。
- ・小学生がイベント等に参加してくれれば、保護者も参加するので効果的である。
- ・地域の集まりに参加できない人も巻き込む努力が必要である。

環境活動

- ・ボランティア活動に積極的に参加してもらう必要がある。
- ・ボランティアで参加した方にメリットを。
- ・活動を報告できる場、発表できる場があると良い。
- ・活動団体間の横のネットワークづくりも必要である。
- ・市内出身の著名人や事業者から協力してもらう仕組みはできないか（ネーミングライツなど）。

3

市民討議会

市民討議会は、無作為抽出による市民が集まり、少人数のグループに分かれて、まちの課題について話し合い、そこで出された意見を集約してまちづくりに生かしていくものです。「これからにつなぐ『環境』を語ろう～2030年の私たちにどのような『環境』を届けますか？～」をテーマに討議を行いました。

市民討議会の概要

開催日時	討議テーマ	参加者数
令和元(2019)年 10月26日(土)	(全体テーマ) 「これからにつなぐ『環境』を語ろう～2030年の私たちにどのような『環境』を届けますか？～」 (個別テーマ) ①「語り合いましょう～これが茅ヶ崎の環境イメージ」 ②「『次につなげたい』茅ヶ崎の環境デザイン」 ③「『関わり』から考える伝えるべき茅ヶ崎の環境」 (情報提供) ①「環境観の変遷」 ②「地域の環境計画や行政評価に果たす市民の役割」 ③「現状の市民参加の限界と、新しい像の模索」	30人

① 私たちが取り組むべきと思う環境について

自然共生

- ・海、湘南の海を取り戻す（ビーチクリーンなど目で見てわかるような活動に子どもと参加することで環境について考えていけると良い、きれいな海の実現、マイクロプラスチック、景観としての海、ボランティア活動）。
- ・緑地を増やす。
- ・生きもの、生物多様性の保全。

生活環境

- ・住環境、子育て環境の向上。

資源循環

- ・ごみ問題の改善（ルール・マナー・有料化・ごみ出し・分別・ポイ捨て防止の徹底）。
- ・資源の問題の改善（紙の無駄遣いをなくす、ミールキットなど再利用できるものを回収するスーパードなどがもっとあるとよい）。
- ・マイクロプラスチック問題の解決。

気候変動

- ・交通（車よりも電車や自転車を利用する、エコカー利用）。
- ・災害時の対応（台風や地震の時の避難場所、ハザードマップの周知、避難訓練）の向上。

環境保全活動

- ・情報共有の場（広報に力を入れるべき、環境に関する情報や活動についての情報共有）。
- ・環境教育の向上。
- ・市との連携（貢献できる制度）。

② 大切・重要だと思う「環境」をどうしていきたいかについて**自然共生**

- ・「豊かな環境」が重要（将来子や孫に伝える効果的な方法が必要）。
- ・みどりを多くしていきたい。
- ・海の重要性を市外にも伝える機会も必要（海がきれいなまちは豊かさにつながる）。

資源循環（ごみの分別）

- ・4Rを心がけ、ごみの分別に対して意識を持ち続ける（ごみ分別リレー、ごみ取りゲーム、教育）。
- ・茅ヶ崎から他の地域に良い影響を届けられるように取り組む。
- ・他の市と協働でゴミ袋を統一、ゴミ袋に企業広告、などでコスト削減。
- ・ごみの量やその増減（ごみ処理の内訳）を情報発信してもらう（掲示板やネットを使って）。

生活環境

- ・茅ヶ崎の環境を悪くしないように保全や整備が必要。
- ・自分の住んでいるところを自慢できるような場づくり（子孫やその他に対して）。
- ・公園、海辺をラフにおしゃれに（アットホームな環境、ゆったりとした時間、楽しめる海）。
- ・ポイ捨てしないこと、やめることが海を守ることに繋がる。
- ・給食で茅ヶ崎産の食品を扱う→地元愛の形成、地元の環境を保護する姿勢を育てる。

資源循環（プラスチックごみ）

- ・プラスチックやペットボトルなどがごみとして排出しないようにしたい。
- ・プラスチックを使わない生活をしてまちでプラスチックゼロ宣言をする（マイ〇〇を増やし習慣にする、観光客にもパンフレットやのぼりでアピール、プラスチック包装しない文化を作る）。
- ・海辺のごみ問題に対する意識を高めてほしい（海を愛しているようで汚している可能性があることをこの宣言&活動から伝えたい）。
- ・微生物が分解できるプラスチックを使う。
- ・バイオマスの推進。

情報共有

- ・市民の意識の改善。
- ・共通の目標づくり（茅ヶ崎全体で海に対する意識を持てると良い、市民で同じことに取り組む）。
- ・市民と行政とのコミュニケーションが大切（個と行政がやっていることをわかりやすく）。
- ・情報の共有をする（パブリックコメント・SNSなど、市民と行政の情報共有の場を設ける）。
- ・市民の情報や意見が集まりやすい環境を整える（行政に直接意見を伝える仕組みがあればいい）。
- ・中高生が問題提起できる環境づくり。
- ・ホームページの利用（意見、要望）、SNSなど市民が動く必要がある。
- ・茅ヶ崎を訪れた人に自慢できるような仕組みづくりをした上で、SNSなどを使用しその情報を拡散させる（わかりやすく不安にならない工夫が必要、多種多様の発信）。

普及・啓発

- ・環境に配慮した活動に取り組んでいる企業を誘致して茅ヶ崎市で活動のお手伝いをする。
- ・環境に良い事をしたら表彰の場を作っても良いのではないかな。
- ・学校教育も啓発の手段になるのではないかな（小学生の夏休みの自由研究で環境を取り上げる）。
- ・各家庭の心がけも大切、子どもの世代が学校で学んで親に伝える（子や孫から学ぶ）。
- ・分別は大人ができていないと子どもに伝えられない、説得力がない。→自分たちの生活からお手本になれる行動（分別、マイバッグ、マイボトルなど）をしていく。

環境活動

- ・積極的な市民参加（「私」から「私たち」へ活動を広げていくことが大切）。
- ・イベントを増やして参加しやすい環境をつくることで意識改革をする（普段から地域丸ごと気軽に参加できるようなイベントを企画する、自治会単位で環境に関する事で競い合う）。
- ・「楽しく」も大切な要素→活動の持続につながる。

③ 茅ヶ崎の「環境」に対してどのような貢献が可能かについて

情報共有

- ・当事者意識を持つこと→生活の中でいかにごみの量を減らせるか。
- ・家族間で情報共有を行う。
- ・積極的に情報共有をする→同じ情報でも別の方法で伝えることが大切。
- ・SNS・動画サイト・二次元バーコードの活用など、時代にあった情報共有の仕方。
- ・私の「ちょっと気になる」を発信する（まちなかで気になったことをUPする→一般の人や行政がそれを見て手入れをする）。
- ・SNSの活用を広める（若い人向けの事業を増やせたらいいのではないかな）「#タグで作る・つながるコミュニティ！」。
- ・市民のコミュニケーションを増やすため討議会のような意見交換の場があれば貢献できるのではないかな→情報共有の場になる、地域と地域をつなぐ可能性もある（市民間でも良い影響になる）。

企業活動

- ・環境に優しい企業を誘致する（企業で社員を教育する）。
- ・マイボトルの使用を推進する→容器を安くすることによりさらに取り組みが広がるのではないかな。
- ・企業と行政で連携を取り環境を意識したイベントを企画する→企業は社会に対して良いアピールになるのと同時に市民と行政をつなぐ橋渡しになり良い相互関係を生むのではないかな。
- ・企業がエコに取り組み市民に参加を促す→商品のクーポン券がもらえればやる気が上がる。目に見える還元。

環境教育

- ・幼少期から環境教育を充実させ意識を高める（例：紙芝居などを用いた環境教育、映像を使ってビジュアル的に子どもに環境問題を訴えかける、誰がごみ処理などを担っているか知る）。
- ・子どもに発信する場が必要。

活動機会

- ・環境活動やイベント、自治会など一度経験してみる（短期的に参加できるシステムのようなものがあると良い（参加しやすいのではないかな））。

- ・市民がイベント的に環境と関わる機会があると良いのではないかと→そうすることで市民と行政の情報共有の場となるとともに市民が環境に興味を持つ場になる。
- ・ちょっと手伝うボランティアの開設。
- ・人を集める手法を学ぶ→イベントや情報共有の場を設ける。
- ・ボランティア情報を得る手段を増やす。
- ・若い人も巻きこんで集まりやすい場、コミュニティを作って地域のまとまりをつくる（地域の自営業飲食店などを利用する）。
- ・自治会という古くからの堅いネーミングを変更し入りやすいようにする。
- ・活動の成果を数字にしてわかりやすくアピールする（何袋分のごみが集まりましたなど）。

行政

- ・市の率先垂範（市で取り組むことで市民の意識も変わるのではないかと）。

4 市民活動団体アンケート

環境に関する様々な活動をしている市民活動団体の皆様にアンケートを実施し、日頃の活動状況や課題、令和2年7月に環境審議会に諮問した「茅ヶ崎市環境基本計画骨子」に対する御意見を伺いました。

市民活動団体アンケートの概要

項目	内容
調査対象	・茅ヶ崎市市民活動団体登録のある団体のうち、環境の保全を図る活動をされている団体 ・市環境政策課で管理する「環境に関する団体等名簿」に記載のある団体
調査方法	郵送により調査票を配布 郵送・ファクシミリまたはWebサイトにて回答
調査期間	令和2(2020)年7月31日から令和2(2020)年8月23日
配布数	22
回答数	9
回答団体 (提出順)	①サーフ90 茅ヶ崎ライフセービングクラブ ②柳谷の自然に学ぶ会 ③駒寄川水と緑と風の会 ④ちがさきエコライフネット ⑤特定非営利活動法人湘南ふじさわシニアネット ⑥生物多様性研究会 ⑦清水谷を愛する会 ⑧相模川の河畔林を育てる会 ⑨行谷ツリフネソウ友の会
調査項目	①御自身の団体活動について ②茅ヶ崎市環境基本計画骨子について

2-4

前計画の総括評価

1

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）の総括評価

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）では、「テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全」「テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり」「テーマ3 資源循環型社会の構築」「テーマ4 低炭素社会の構築」「テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり」の5テーマとそれぞれのテーマの下に2項目程度の「施策の柱」を位置づけ、施策を推進してきました。

茅ヶ崎市環境審議会による総括評価は以下のとおりとなっています。

① 「目指すべき環境の将来像」の実現度

「目指すべき環境の将来像」の実現度について、人材育成に関する評価が高い傾向にありますが、全体として将来像の実現にまで至っていないと評価されました。

目指すべき環境の将来像	委員による評価	
（自然環境） 市内では、美しい海、河川、丘陵部の樹林地、農地、文化遺産等が、共有すべき『貴重な財産』として認識され、適切に保全・維持管理されています。また、市街地にもみどりがあふれ、自然と調和した美しい景観が保たれています。そして、このような環境の中では多様な生きものが健全な状態で息づいており、人々は自然と一体であることを感じながら暮らしています。	将来像に達している 将来像に近い 将来像からほど遠い 評価不能	0人 5人 5人 1人
（資源循環・環境負荷） 市民や事業者は、資源やエネルギーを無駄使いせず有効に利用しよう心がけ、環境負荷を低減した循環型・低炭素型の生活や事業活動を実践しています。また、本市の豊かな環境と、環境に配慮した人々の暮らし方は、茅ヶ崎の魅力・個性として市内のみならず市外の人にも積極的に活用され、地域の活力源として育まれています。	将来像に達している 将来像に近い 将来像からほど遠い 評価不能	0人 5人 7人 0人
（人材育成） 本計画に掲げられた環境保全の取り組みは、効果的な推進体制の整備と人材育成・意識啓発によって確実に進められ、効果を上げています。そして、このような環境負荷の低減や生物多様性の保全の取り組みは、さまざまな主体や他地域との連携と、市外への情報発信によって、市域を越えた『持続可能な社会』の実現に貢献しています。	将来像に達している 将来像に近い 将来像からほど遠い 評価不能	0人 7人 4人 0人

② 施策の柱ごとの評価

施策の柱ごとの成果と課題は、以下のとおりとなっています。

また、共通課題として、重点施策の進捗を環境の向上と見なせない現象が起きることから、本来の位置づけを確認し、環境に関して直接関係する側面を切り出して、進捗評価の目標、施策に至る流れを整理することが望ましいと指摘されました。加えて、計画時点に想定した目標や施策が時代遅れにならないよう、新たな技術や社会情勢への対応が必要とも評価を受けました。

テーマ	施策の柱	成果と課題
テーマ 1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	【成果】 ・コア地域における保全管理計画の策定が進み、管理活動が展開されている。 【課題】 ・自然管理を行う市民グループ、行政に加えて地権者や利用者（散策、教育利用、近隣住民など）も含めた、コア地域ごとの情報交換を行うための組織の設置が望まれる。 ・保全対象地の購入や権利制限の代償のための財政担保システムの確立が求められる。
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	
テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保に向けた土地利用ルールづくり	【成果】 ・コア地域に対する特別緑地保全地区の指定が進められた。 ・「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」が改正された。 ・「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」が策定された。 【課題】 ・「生物多様性の保全・再生のためのガイドライン」が未策定となっている。
	2.2 生物多様性の保全方針策定	
テーマ 3 資源循環型社会の構築	3.1 4R の推進	【成果】 ・市民一人あたりのごみ排出量は削減されてきている。 ・茅産茅消応援団への参加店舗数が増加傾向にあり、地元産農産物の利用を促進する活動が行われた。 【課題】 ・社会情勢の変化に対応した新たな施策、指標の設定が望まれる。
	3.2 地域資源を活かす産消の推進	
テーマ 4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	【成果】 ・省エネコンテスト参加者においては電気使用量を削減できた家庭が少なかった。 ・化石燃料を利用せず効率的な自転車利用のインフラ整備では先進的である。 【課題】 ・新たな技術や社会情勢の変化に対応する新たな目標や施策が望まれる。
	4.2 交通行政における温室効果ガス排出削減	

テーマ	施策の柱	成果と課題
テーマ 5 計画を確実に進めて行くための人づくり	5.1 本計画推進のため庁内における環境意識向上と人材育成	【成果】 ・ C-EMS 関係では日常的に意識向上の取り組みがなされている。自然環境庁内会議では実務レベルでの部課間の情報交換により、結果として庁内における知識レベルの向上が行われた。 ・ スクールエコアクションなど、様々な環境教育活動が行われた。 【課題】 ・ 環境関係の活動を行う市民同士の交流によるスキル向上の場を設けることが望ましい。 ・ 人生のライフサイクルを通して地域の環境活動への参加を促進する対策が必要である。 ・ 事業者や市民団体と連携した学校環境教育の実現についても今後さらに検討と工夫が必要である。
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動支援	
	5.3 学校における環境教育の充実	

2

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の総括評価

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の区域施策編においては、令和2（2020）年度までに平成2（1990）年度比で20%削減とする温室効果ガスの削減目標を掲げ、「1 家庭・事業者における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援」「2 再生可能エネルギーの積極的導入支援」「3 低炭素まちづくりの推進」「4 循環型まちづくりの推進」「5 普及啓発や情報発信、連携・協働の仕組みづくり」の5つを施策の柱とし、それぞれの柱のもとに2項目程度の「施策の方針」を位置づけ、施策を推進してきました。

また、事務事業編においては、令和2（2020）年度までに平成22（2010）年度比で総排出量20%削減とする削減目標を掲げ、「ア．製品やサービスの導入・使用時の取り組み」「イ．廃棄にあたる取り組み」「ウ．公共事業などにあたる取り組み」のもとに11の取り組み項目を位置づけ、取り組みを実施してきました。

茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会による総括評価は以下のとおりとなっています。

評価項目	評価
茅ヶ崎市全体の取り組み（区域施策編）	・温室効果ガス排出状況は平成27（2015）年度までは基準年度比で微減しており、この年度までは減少が確認できる点は評価できる。 ・排出状況と施策の実効性が確認しづらい点は修正してほしい。
施策の柱1 家庭・事業者における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援	・意識調査の実施や省エネ機器の導入促進を進めるなど、積極的なPRを意識した取り組みがあったことは評価できる。 ・啓発が十分でないとの事務局の認識のもと、次期計画の改善に生かすべきである。
施策の柱2 再生可能エネルギーの積極的導入支援	・再生可能エネルギーの導入に関する実績や、導入のための支援の積極性は評価できる。 ・施策を実施した結果をわかりやすくデータ化する工夫、設備運用実績等の見える化が求められる。
施策の柱3 低炭素型まちづくりの推進	・まちづくりの推進は市が全体で取り組むべき論点なので、各課の施策の連携が必要である。 ・緩和策に加えて適応策の検討と展開が必要である。
施策の柱4 循環型まちづくりの推進	・4R施策を検討し、啓発活動を継続し、循環型まちづくりの成果が見えるようになるまで取り組んできたことは評価できる。 ・施策の実施が4Rの進捗や目標達成に直結しているかどうか、判断し難い点は改善が望まれる。
施策の柱5 普及啓発や情報発信、連携・協働の仕組みづくり	・自治体にとって、情報発信や普及啓発は柱となる部分であるので、このまま続けるべきである。特にエコネットは情報発信の手段として評価できる。 ・情報発信は、受け手の関心につながるよう、受け手のメリットも意識し、提供する情報の質・内容を工夫すべきである。
茅ヶ崎市行政の取り組み（事務事業編）	・事務事業編としての自治体自らの取り組みは、必要なものが十分に組み込まれているといえる。
事務事業編の各施策の取り組み状況	・本項目は、全体的な達成状況が良好で、達成度も高く、取り組みの継続を期待する。

2-5

計画策定にあたっての課題

本計画は、これまでの取り組みを継続・推進することを基本としながら、社会情勢の変化や市民の意識、前計画の総括評価などをふまえ、①自然共生、②良好な生活環境、③資源循環、④気候変動、⑤環境保全活動の5分野における課題を明示します。

今日の環境・経済・社会的課題が複雑に絡み合っている状況においては、分野横断的に施策を展開し、これらの課題の同時解決を目指す必要があります。

1

計画策定にあたっての課題一覧

前計画の推進期間内における主な社会変化

- ・「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げた『持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』を国連持続可能な開発サミットにおいて採択。
- ・「世界全体の平均気温の上昇を 2℃より十分下方に抑える（さらに 1.5℃に抑える努力を追求する）」などを目標とした『パリ協定』が発効。
- ・「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGs の考え方も活用し、環境・経済社会の統合的向上を具体化する」ことを明記した『第五次環境基本計画』を閣議決定。
- ・健全な水循環を維持・回復するための施策を包括的に推進していくため『水循環基本法』が制定。
- ・「質」にも着目した循環型社会の形成を目指す『第四次循環型社会形成推進基本計画』を閣議決定。
- ・食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組むため『食品ロス削減推進法』が成立。
- ・『バーゼル条約』が改正され、汚れたプラスチックの輸出制限が決定。
- ・『地球温暖化対策推進法』の改正を行うとともに、「2030 年度に 2013 年度比 26.0%削減」を目標とする「地球温暖化対策計画」を閣議決定。
- ・既に生じている温暖化による影響に適切に対応する「適応策」に積極的に取り組むため、『気候変動適応法』が成立し、『気候変動適応計画』を閣議決定。
- ・神奈川県より『かながわ気候非常事態宣言』の発信。

茅ヶ崎市の環境の現況

- ・人口は、令和元（2019）年 10 月 1 日現在 241,887 人で、微増の傾向にあるが、令和 2（2020）年をピークに人口が減少に転じると推計されている。
- ・自然環境評価調査において「重要度の高い自然環境」とされた地域を中心に、多様な生きものの生息・生育が確認されている。
- ・ごみの総排出量、市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は減少傾向にある。
- ・市域から排出される温室効果ガス排出量は、平成 29（2017）年度で 1,308 千 t-CO₂ であり、平成 22（2010）年度以降、増減しながらも横ばい傾向となっている。

環境に関する市民の意識

- ・良好な生活環境に関する項目、自然共生に関する項目は満足度、重要度とも高く、環境保全活動は満足度、重要度とも低くなっている。
- ・市が重点的に取り組むべき環境への対策として、「歩きやすく自転車が利用しやすいまちづくり」「海や川などの水辺の環境保全」「海や河川等の水質改善」が上位にあがっている。
- ・省エネルギー等地球温暖化対策の取り組みは家庭・事業者ともに 6 割以上が実践している。

前計画の総括評価

『茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）』

- ・茅ヶ崎市環境審議会による総括評価として、「目指すべき環境の将来像」の実現度は、人材育成に関する評価が高い傾向にあるが、全体として将来像の実現にまで至っていないと評価された。
- ・施策の柱ごとでは、自然環境の保全・再生の仕組みづくり、資源循環型社会の構築、低炭素社会の構築、人づくりとも着実に施策が実施されていると評価された。
- ・コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立などにおいて改善の余地があると評価されたほか、新たな技術や社会情勢の変化に対応する新たな目標や施策が必要と評価された。
- ・共通課題として、本来の位置づけを確認し、環境に関して直接関係する側面を切り出して、進捗評価の目標、施策に至る流れを整理すること、計画時点に想定した目標や施策が時代遅れにならないよう、新たな技術や社会情勢への対応が必要と評価された。

『茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画』

- ・茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会による総括評価として、市域から排出される温室効果ガス排出状況と施策の実効性が確認しづらい点、市民に届く広報の検討、施策の実効性を確認する指標について改善が必要と評価された。
- ・緩和策に加えて適応策の検討と展開が必要と評価された。

課題

自然共生

- ①「重要度の高い自然環境」の保全と生態系ネットワークの維持・形成
- ②生物多様性の保全と理解の促進

良好な生活環境

- ①良好な生活環境の維持
- ②環境美化、地域の生活環境問題
- ③良好な景観の形成・保全
- ④健全な水循環の確保

資源循環

- ①4Rの取り組みの継続的な推進
- ②食品ロスの削減
- ③プラスチックごみの削減

気候変動

- ①緩和策の一層の拡充
- ②適応策の推進

環境保全活動

- ①環境意識の醸成
- ②人材育成の強化
- ③環境保全活動の拡大

2

自然共生社会に関する課題

① 「重要度の高い自然環境」の保全と生態系ネットワークの維持・形成

本市では、自然環境評価調査で、特に重要度の高い自然環境とされた地域を、前計画の「茅ヶ崎市環境基本計画（２０１１年版）」において「コア地域」として保全を進めてきました。引き続き、自然環境評価調査の結果から特に重要度の高い自然環境と位置づけられている柳谷、行谷、清水谷、長谷、赤羽根十三図、平太夫新田、柳島をはじめ、里山、北部丘陵、河川、海岸、湘南海岸砂防林、農地などの自然環境の保全を進めるとともに、生きものの生息・生育環境の分断・孤立を防ぐため、生態系ネットワークを維持・形成する必要があります。

② 生物多様性の保全と理解の促進

市域内には、ウラシマソウ、ヒトリシズカなどの植物をはじめ、カヤネズミ、ホンドイタチなどのほ乳類、サシバやヒバリなどの鳥類、ニホンアカガエルやアオダイショウなどの両生・は虫類、ウグイやホトケドジョウなどの魚類といった様々な生きものが生育・生息しており、その中には、市域内で近い将来絶滅が危ぶまれている生きものもいます。市域内の生物多様性の保全に向けて、在来の生きものの保全や外来生物対策を進めていく必要があります。

また、私たちの暮らしは多様な生きものが関わりあう生態系から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性の大切さを市民に広く周知していく必要があります。

3

良好な生活環境に関する課題

① 良好な生活環境の維持

本市では、大気、水質、騒音及び振動について、監視を定期的に行っています。

大気、騒音及び振動については、概ね環境基準を達成し、良好な状態が維持されていますが、水質については環境基準の超過がみられ、意識調査からも取り組むべき課題として挙げられています。引き続き、監視を継続するとともに、法令に基づく公害防止に向けた事業所・工場などへの指導の実施や事業者の自主的な環境配慮への取り組みの促進を行い、安心・安全に暮らせる良好な生活環境を保全していく必要があります。

② 環境美化、地域での生活環境問題

本市では、「茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例（条例愛称：きれいなちがさき条例）」に基づき、空き缶、たばこの吸い殻などごみのポイ捨て、犬のふんの投棄・放置、落書きの禁止などにより、美しいまちづくりを推進しています。

引き続き、市民や事業者のマナー向上・法令遵守に向けた取り組みやクリーンキャンペーン等の環境美化活動を拡充する必要があります。

また、ペットの飼育に関わる問題や生活騒音など、その予防や早期解決を図るための取り組みが必要となっています。

③ 良好な景観の形成・保全

本市には、海岸や里山の風景、富士山の眺望、歴史的な建造物や地域のシンボルとなる樹木など、茅ヶ崎の風土から培われた資源が多くあります。これらの景観資源は、本市の魅力を市内外に発信する重要な要素であると同時に、多くの市民に生活の場としての安らぎや快適さをもたらす要素となっています。

引き続き、自然環境や歴史・文化的環境と都市環境が調和した、景観の形成・保持に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、海岸や里山の自然景観とともに歴史と文化が息づく個性あるまちなみのみどりは、本市の魅力のひとつとして、多くの市民に親しまれているとともに、健康を含む市民の様々な生活の質の向上にも貢献しています。

そのため、みどりの保全や創出を支援する制度の活用を進めるほか、みどりをコミュニティ活動や健康づくりの場として活用していくことが求められています。

④ 健全な水循環の確保

相模川流域に降った雨水は、河川や水路を経て、相模湾に流れ込んでいます。昨今、河川の水量の減少や水質の悪化がみられており、その背景として、私たちの生活や産業活動による水利用の増加、土地利用の変化などが影響していると考えられます。

水が本市のみならず、人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を享受できるよう、流域市町と連携しながら健全な水循環の確保に努めていく必要があります。

4

資源循環に関する課題

① 4Rの取り組みの継続的な推進

本市では、ごみ通信ちがさきなどの広報による啓発の強化や各種イベントでの講座開催など、ごみの減量化・資源化に向けて4Rを推進しており、本市のごみの排出量は平成30（2018）年度で69,225tと減少傾向で推移しています。1人1日当たりのごみ排出量は783.7gで、全国平均918g、神奈川県平均859g（平成29（2017）年度）と比べても少ないことから、4Rの取り組みは一定の成果を収めているといえます。

しかしながら、本来資源化されるべき資源物が燃やせるごみとして排出されていることから、引き続き、リフューズ（要らないものを買わない・断る）、リデュース（ごみの排出を抑制する）やリユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として再利用する）の「4R」のライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めるなど、より一層のごみ減量化を進めていく必要があります。

② 食品ロスの削減

国内における食品廃棄量のうち、まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」は、平成29（2017）年で約646万t発生しているとされており、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の年間食料援助量約320万t（平成26（2014）年）を大きく上回る量です。これは、日本人1人当たりに換算すると、お茶碗約1杯分（約139g）の食べ物が毎日捨てられている計算になります。

そのため、令和元（2019）年5月に成立した「食品ロス削減推進法」では、食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組む努力を「国民運動」として位置づけられたほか、神奈川県では食品関連事業者などと意見交換の場を設け、食品ロス削減に向けた取り組みを推進しています。

本市においても、さらなるごみ減量の推進に向けて、食品ロス削減に向けた取り組みを強化していく必要があります。

③ プラスチックごみの削減

私たちの生活のあらゆる場面で利用されているプラスチックですが、まちなかにポイ捨てされたプラスチックのほとんどが、雨や風で河川に流れ込み、海へ流れ着きます。

海洋には、合計で1億5,000万tのプラスチックごみが存在すると推定され、さらに毎年800万t以上のプラスチックがごみとして海洋に流れ込んでいます。これらのプラスチックは自然界の中で、半永久的に完全に分解されることなく存在し続けることから、既に海の生態系に甚大な影響を与えているなど世界的な問題となっています。

神奈川県では、「かながわプラごみゼロ宣言」を行い、プラスチック製ストローやレジ袋の利用廃止・回収などの取り組みを、市町村や企業、県民とともに広げていくことで、令和12（2030）年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指しています。

本市においても、使い捨てが中心のプラスチック等の使用削減や分別の徹底によるリサイクルの推進などの取り組みの強化が必要となっています。

5

気候変動に関する課題

① 緩和策の一層の拡充

本市から排出される温室効果ガスの総排出量は、平成 22（2010）年度以降は増減を繰り返しながら、1,200～1,300 千 t-CO₂ 前後で推移しており、平成 29（2017）年の総排出量は、1,308 千 t-CO₂ となっています。

これまで本市では、家庭・事業所におけるエコライフ・エコオフィス活動の推進に取り組んできましたが、近年の部門別排出量の推移をみると、「産業部門」はやや増加傾向、「家庭部門」や「業務その他部門」「運輸部門」は横ばい傾向が見られることから、さらなる排出削減に向けた取り組みが求められます。

特にエネルギー利用効率の高い機器への更新や新規導入を促進するとともに、建物の断熱化についても普及・啓発を行っていく必要があります。

また、本市では、令和元（2019）年度までに 21,016kW[※]の再生可能エネルギーが導入されました。引き続き、市内における太陽光などの再生可能エネルギーについて、災害時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上でも、周囲の自然環境や生活環境への影響に配慮しながら利用を促進する必要があります。固定価格買取制度（FIT）終了後の再生可能エネルギーの活用方策についても国の動向等を注視しながら検討を行う必要があります。

② 適応策の推進

本市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」について取り組みを進めており、今後は、気候変動の影響に備える「適応策」への対応も必要となります。

地球温暖化に伴う気候変動により、局地的大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症（デング熱など）の拡大、農作物への影響等も想定されています。そのため、防災、健康・福祉、農業など他分野とも連携し、グリーンインフラを活用した地域の防災・減災力の強化対策や市民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発などを実施していくことが必要です。

※ 経済産業省資源エネルギー庁固定価格買取制度情報公表用ウェブサイトのデータを基に計算。

6

環境保全活動に関する課題

① 環境意識の醸成

本市では、市民、市民活動団体による自然環境の保全活動や省エネの推進活動、美化活動が数多く実施されているほか、市内小中学校への出前講座が行われています。

引き続き、このような取り組みを積極的に支援し広めていくとともに、市民・事業者のさらなる環境意識の向上を図り、自主的な行動につなげていく必要があります。

特に、未来を担う子どもたちへの環境教育の充実や地域ぐるみでの環境保全活動の活性化を図ることが必要です。

② 人材育成の強化

本市では、様々な活動団体による環境保全活動が展開されていますが、活動団体によっては参加者の高齢化、活動の後継者の確保などの問題を抱えています。

そのため、様々な主体が参加できる環境学習講座の充実などを図り、環境に配慮した行動をとることができる環境ボランティアや環境保全活動の推進役の育成が求められています。

③ 環境保全活動の拡大

本市では、様々な活動団体により環境保全活動が展開されていますが、社会環境が急激に変化している中、地域における環境の課題も複雑多様化してきています。

このような多様な地域の環境課題に対応するためには、今まで以上に市民・事業者の持つ能力や地域が持っている活力を生かしていくことが求められています。

そのため、市民・事業者の自主性や主体性を尊重しながら、互いの特性を生かして連携・協力する環境保全活動の推進が必要となっています。

第3章 目指すべき環境の将来像と目標・施策

本計画では、前計画で掲げた茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像を継承し、以下に示す状態を本市が目指すべき環境の将来像として掲げます。

私たちが目指すべき将来の茅ヶ崎市では、まちづくりから市民生活、事業活動に至るまで、あらゆる場面で環境への配慮が根底に据えられています。

美しい海、河川、丘陵部の樹林地、農地、市街地のみどり、文化遺産等が、生活の基盤となる貴重な財産として認識され、そのさまざまな機能を発揮しつつ、適切に保全・維持管理されています。市内では、自然と調和した美しい景観が保たれており、そうした環境の中で多様な生きものが健全な状態で生息・生育しています。

市民や事業者は、資源やエネルギーを無駄使いせずにより有効利用するよう心がけ、環境負荷を低減した循環型・低炭素型の生活や事業活動を実践しています。気候変動に適応した取り組みが進み、気候変動による影響を回避・軽減できるまちになっています。

また、本市の豊かな環境と、環境に配慮した暮らし方、環境について学び、行動する姿勢は、茅ヶ崎の魅力・個性として市内のみならず市外の人にも積極的に活用され、地域の活力源として育まれています。

本計画に掲げられた環境負荷の低減や生物多様性の保全の取り組みは、さまざまな主体の連携のもと進められています。また、効果的な推進体制の整備と人材育成・意識啓発によって確実に進められ、効果を上げています。

そして、こうした取り組みは市外への情報発信によって、市域を越えた『持続可能な社会』の実現に貢献しています。

市が目指すべき環境の将来像のイメージ

目指すべき環境の将来像を実現するための計画体系は、以下のとおりです。

政策目標（＝10年後のイメージ）

1 自然と人が共生するまち

生物多様性に対する市民の意識の高まりとともに、谷戸や里山、北部丘陵、海岸、農地、市街地の樹林などの多様な自然環境に対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりを見せています。

絶滅に瀕している生きものの生息域が保全されるなど、多様な生きものが生息・生育できる環境に復元しつつあります。

住宅地の緑化が進むなど、みどりが豊富に感じられるとともに、みどりや水と気軽にふれあえる機会や場も広がり、暮らしの中で自然の豊かさを実感できるまちになっています。

2 良好な生活環境が保全されているまち

水や大気、土壌環境については環境基準を維持し、継続的に改善が図られています。騒音や振動、光害などに悩まされる市民が減っています。

ポイ捨てや不法投棄が減り、良好な生活環境が維持されています。

緑地をはじめ住宅地からも雨水が浸透され、地下水が涵養^{かんよう}されています。

人々が愛着を感じるみどり、水辺、眺望等の景観資源が維持されています。

3 資源を大切に作る循環型のまち

必要な時に必要な量だけ商品を購入する、捨てる前に必要としている人に譲るなど、環境に配慮した消費行動が定着しています。

家庭では水切り等の徹底や食品ロスを減らす取り組み等が広がり、家庭から出される燃やせるごみが減っています。

使い捨てのプラスチック等の使用が抑制され、紙類等資源物の分別も徹底されており、市民1人が1日当たりに排出するごみの量が少ないまちになっています。

4 気候変動に対応できるまち

家庭や事業所においては、無駄を排除し、無理なく続けられる省エネ行動の定着に加えて、省エネ型の機器や次世代型自動車の導入が進むなど、省エネが当たり前となり、温室効果ガスの排出が抑制されたまちになっています。

太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの活用など、気候変動を緩和する取り組みが図られています。

気候変動リスクに適応する取り組みも進められ、市民の防災意識が高まるとともに、豪雨などによる自然災害への対策や熱中症を予防する取り組みが浸透したまちになっています。

5 環境に配慮した行動を実践するまち

市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践する機会が身近にあるまちになっています。

家庭や学校、職場など様々な場面で、省エネ行動やごみ減量の取り組みを行うことが、市民や事業者に着実に定着しています。

多様な自然と歴史・文化にあふれた茅ヶ崎を、より豊かにして次世代へ引き継ぐため、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たしつつ、互いの特性を生かして連携・協力して、様々な環境保全活動に取り組む、環境にやさしいまちになっています。

基本方針	施策
(1) 生物多様性の保全	①重要度の高い自然環境の保全 ②生きものの生息・生育環境の保全 ③生物多様性の保全に向けた理解の促進
(2) みどり、水辺の保全	④公園・緑地の整備・維持管理、緑化の推進 ⑤河川・水辺、海岸の保全、整備 ⑥農地、森林の保全
(3) 良好な生活環境の保全	⑦公害防止対策の推進 ⑧健全な水循環の維持 ⑨地域での生活環境の保全
(4) 快適な生活環境の形成	⑩まちの美化の推進 ⑪良好な景観形成の推進
(5) ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進	⑫4R の推進 ⑬ごみの排出抑制と受益者負担の適正化
(6) 資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築	⑭適正な収集・運搬の実施 ⑮適正な処理・処分の実施
(7) 気候変動緩和策の推進	⑯家庭・事業者の省エネルギーの推進 ⑰公共施設の省エネルギーの推進 ⑱再生可能エネルギーの適切な導入の推進
(8) 気候変動適応策の推進	⑲自然災害対策の推進 ⑳健康被害対策の推進
(9) 環境教育・環境学習の充実	㉑学校における環境教育の充実 ㉒地域における環境学習機会の拡充 ㉓庁内の環境意識の向上
(10) 環境活動の促進	㉔環境に配慮した活動への支援 ㉕環境に関する情報の発信

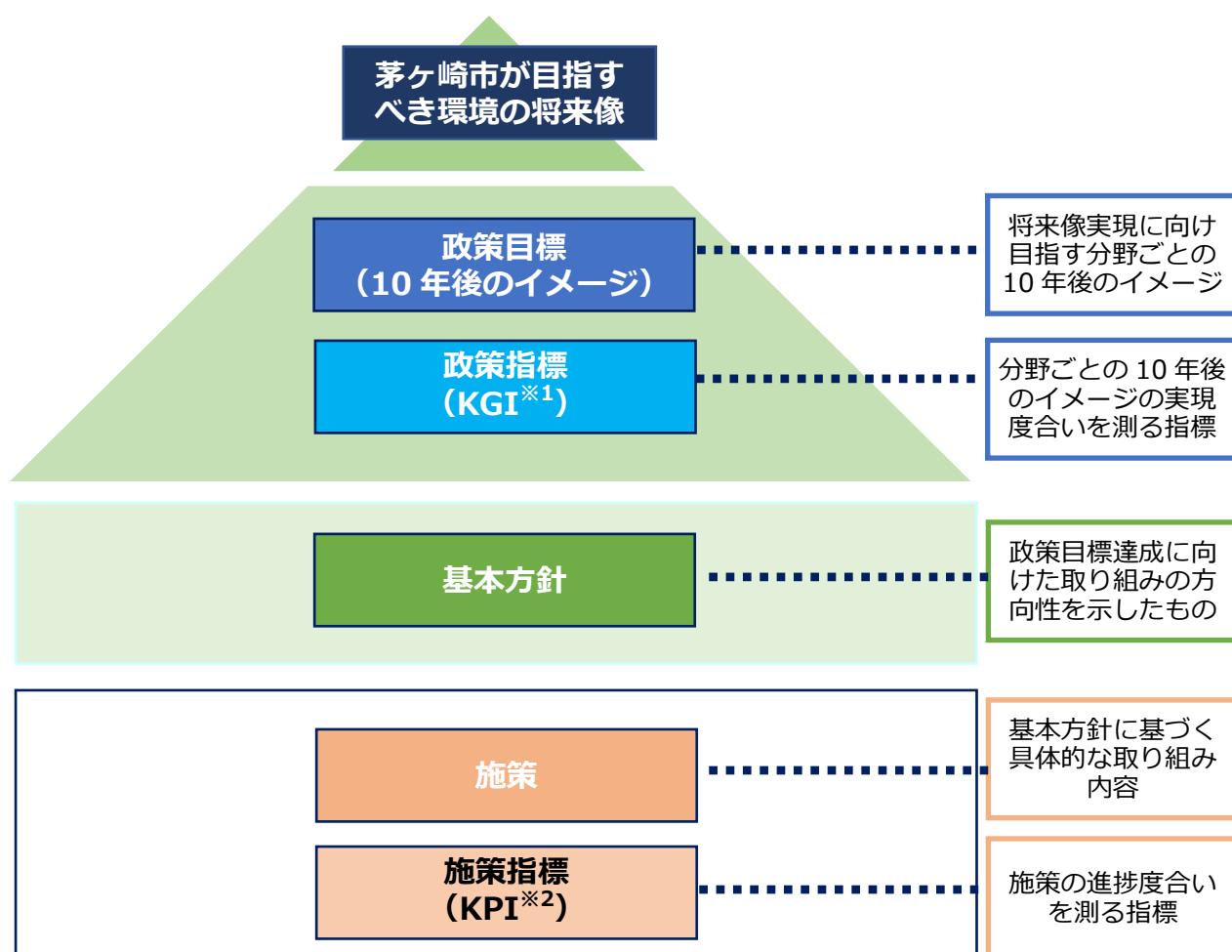
3-3

政策目標・政策目標を達成するための施策

本市が目指すべき環境の将来像の実現に向けて、本計画が目指す 10 年後の茅ヶ崎市のイメージを 5 つの分野ごとに描いてみました。これらのイメージを「目指すべき環境の将来像」を実現するための「政策目標」と位置付けます。目標とする将来イメージの実現の度合いを測るため、各政策目標には、達成指標となる「政策指標」を設定します。

さらに、政策目標の達成に向け、10 の「基本方針」を定め、より具体的な取り組み内容を「施策」として表現しました。施策の進捗度合いを測るため、各施策には「施策指標」を設定します。

政策目標・政策目標を達成するための施策の構成



※ 1 政策指標 (KGI) : Key Goal Indicator 最終目標が達成されているかを計測するための指標

※ 2 施策指標 (KPI) : Key Performance Indicator KGI を達成するための過程を計測する中間指標

政策目標 1

自然と人が共生するまち

政策目標 1（10年後の茅ヶ崎市のイメージ）
自然と人が共生するまち

生物多様性に対する市民の意識の高まりとともに、谷戸や里山、北部丘陵、海岸、農地、市街地の樹林などの多様な自然環境に対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりを見せています。

絶滅に瀕している生きものの生息域が保全されるなど、多様な生きものが生息・生育できる環境に復元しつつあります。

住宅地の緑化が進むなど、みどりが豊富に感じられるとともに、みどりや水と気軽にふれあえる機会や場も広がり、暮らしの中で自然の豊かさを実感できるまちになっています。

■ 政策指標

政策指標		目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	「里山などの自然の緑」を「重要」と考える割合（市民）	↗	56%	59%	63%
②	自然環境評価調査での指標種の確認数	→	148種／186種 (平成29年度)	確認できる指標種の数を維持する	確認できる指標種の数を維持する
③	緑地面積 ^{※1} （都市計画区域面積（3,576ha）における緑地面積（割合））	↗	659.00ha (18.43%) (令和2.4.1)	現状値以上	689.68ha (19.29%) (令和10年目標)
④	「緑の豊かさ」に対する「満足」の割合（市民）	↗	36%	41%	46%
⑤	「里山などの自然の緑」に対する「満足」の割合（市民）	↗	35%	42%	48%
⑥	「水と親しめる場所」に対する「満足」の割合（市民）	↗	40%	45%	50%

※1 緑地面積：都市公園、公共施設緑地（青少年広場等）、民間施設緑地（ゴルフ場・社寺境内地等）、地域性緑地（特別緑地保全地区・生産緑地地区・保存樹林等、法や条例、協定等によるもの）の面積。

○参考データ

項目		現状値
①	土地利用現況調査における自然的土地利用 ^{※2} の割合	都市計画区域(24.8%) 市街化区域(6.9%) 市街化調整区域(54.0%) (平成27年度)

※2 自然的土地利用：農地や山林、水面、砂浜、岩礁、河川敷等のその他の自然地のこと。

基本方針（１） 生物多様性の保全

- ・ 貴重な生きものが生息・生育するみどりの保全・再生に取り組むとともに、市民、事業者と連携・協力しながら市内の生きものの生息・生育の実態を把握します。
- ・ 生きもののために生物多様性を保全することが、同時に人間の日常生活を支え豊かにしてくれていることを市民や事業者に普及・啓発します。

基本方針（２） みどり、水辺の保全

- ・ 人々が身近にふれあうみどり、水辺の保全に努めます。

基本方針(1) 生物多様性の保全

施策① 重要度の高い自然環境の保全

自然環境評価調査において「特に重要な自然環境」として位置づけられた柳谷や行谷、清水谷、長谷、赤羽根十三図、平太夫新田、柳島を生態系ネットワークの核(コア)として保全し、他の様々なみどりとともに生態系ネットワークの形成を目指します。

また、北部丘陵については、谷戸や樹林、細流、草地などの多様な自然環境と、「特に重要な自然環境」として位置づけられた地域の周辺にある里山環境を一体として保全していきます。

施策指標

施策指標		目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	特別緑地保全地区面積	↗	2箇所/7.8ha (令和2.4.1)	現状値以上	4箇所/39.7ha (令和10年目標)
②	自然環境評価調査での重要度が高い自然環境での指標種の確認数	→	柳谷(75種)、行谷(72種)、清水谷(63種)、長谷(38種)、赤羽根十三図(42種)、平太夫新田(28種)、柳島(28種) (平成29年度)	確認できる指標種 の数を維持する	確認できる指標種 の数を維持する

○参考データ

項目		現状値
①	みどりの保全地区面積	0ha (令和2.4.1)

主な取り組み

主な取り組み	担当課
特別緑地保全地区の指定の推進	景観みどり課
自然環境評価調査において特に重要度の高い自然環境とされた地域における保全管理の推進	景観みどり課
北部地区の緑地に対する維持管理	公園緑地課
「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の活用(保存樹林等・市民緑地など/みどりの保全地区など)	景観みどり課
茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実	景観みどり課

施策② 生きものの生息・生育環境の保全

本市には、自然環境評価調査において「特に重要な自然環境」とされた地域をはじめ、里山、北部丘陵、河川、海岸、砂防林などの多様な自然環境と、そこをすみかとする多種多様な生きものが生息・生育しています。

これらの生きものの実態を定期的に把握するとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みを推進します。

また、生態系に影響を及ぼす外来生物に関する情報発信や拡散防止を推進します。

施策指標

施策指標		目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	期末目標 (令和 12 年度)
①	自然環境評価調査の実施状況	↗	3 回 (第 1 回：平成 15～17 年度、第 2 回：平成 22～24 年度、第 3 回：平成 27～29 年度)	概ね 5 年に 1 度実施	概ね 5 年に 1 度実施
②	自然環境評価調査における環境区分ごとの指標種の確認数 (確認数/環境区分ごとに設定した指標種の数)	→	樹林(38 種/46 種)、草地(36 種/41 種)、水辺(35 種/52 種)、海岸(17 種/20 種)、主要河川(13 種/17 種)、細流(9 種/10 種) (平成 29 年度)	確認できる指標種 の数を維持する	確認できる指標種 の数を維持する
③	自然環境評価調査における、陸域での特定外来生物等の確認数 (確認した種の数/外来生物法に基づき指定されている特定外来生物等の数)	↘	12 種/19 種 (平成 29 年度)	確認できる特定外来生物等の種数が減少する	確認できる特定外来生物等の種数が減少する
④	自然環境評価調査における、水域での特定外来生物等の確認数 (確認した種の数/外来生物法に基づき指定されている特定外来生物等の数)	↘	2 種/4 種 (平成 29 年度)	確認できる特定外来生物等の種数が減少する	確認できる特定外来生物等の種数が減少する

主な取り組み

主な取り組み	担当課
自然環境評価調査の実施と調査員の養成	景観みどり課
外来種に関する情報発信や拡散防止の推進	景観みどり課
開発行為に伴う指標種等への対応（ミティゲーションの実施）	景観みどり課
緑化ガイドラインの作成	景観みどり課

施策③ 生物多様性の保全に向けた理解の促進

生物多様性を保全し、次世代へ継承していくためには、生物多様性やその恵みについて理解を得ることが必要です。

そのため、生物多様性の保全は、私たちの衣・食・住をはじめとする日常生活や農業生産などの経済活動に密着した身近な問題であることを市民・事業者へ周知・啓発を行っていきます。

施策指標

施策指標		目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	「生物多様性」の意味を理解している割合（市民）	↑	30%	38%	45%
②	「野生の動植物を身近に感じる」ことを「重要」と考える割合（市民）	↑	38%	44%	49%

主な取り組み

主な取り組み	担当課
みどりに関する講座や観察会の実施	環境政策課 景観みどり課
「茅ヶ崎市レッドリスト2017」の周知と保全への配慮の働きかけ	景観みどり課
生物多様性に関する情報発信	環境政策課 景観みどり課

基本方針(2) みどり、水辺の保全

施策④ 公園・緑地の整備・維持管理、緑化の推進

身近なみどりとのふれあいの場、子どもの遊び場となる公園について、地域の協力を得ながら維持管理の拡大・普及を図るほか、市民などによる公共施設や道路の緑化活動を支援します。

また、「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」に基づき、市内の樹林や樹木の保全を図るほか、民有地の緑化を推進し、市内のみどりの保全・創出を図ります。

施策指標

施策指標		目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	都市公園の市民一人当たり面積	↑	3.39 m ² (令和2.4.1)	3.47 m ²	3.58 m ² (令和10年目標)

主な取り組み

主な取り組み	担当課
公園整備の推進	公園緑地課
公園緑地等の維持管理	公園緑地課
「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の活用（保存樹林等・市民緑地など／みどりの保全地区など）（再掲）	景観みどり課

施策⑤ 河川・水辺、海岸の保全、整備

相模川や小出川、千ノ川や駒寄川などの河川の流域特性をふまえて、生物多様性に配慮しながら周辺の樹林や農地、公園・緑地など連続したみどりのネットワーク形成を図ります。

このほか、砂浜など海岸に特有の環境に依存する生きものが生息・生育する海岸環境を保全・再生するとともに、海岸の景観を構成する砂防林を保全するために神奈川県と連携を図ります。

これらの豊かなみどりと海岸特有の立地特性を生かして、市民のレクリエーションや自然とのふれあいの場を創出していきます。

施策指標

施策指標		目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	自然環境評価調査における環境区分(水辺、海岸、主要河川、細流)ごとの指標種の確認数(確認した種の数/環境区分ごとに設定した指標種の数)【再掲】	→	水辺(35種/52種)、海岸(17種/20種)、主要河川(13種/17種)、細流(9種/10種)(平成29年度)	確認できる指標種の数維持する	確認できる指標種の数維持する
②	自然環境評価調査における、水域での特定外来生物等の確認数(確認した種の数/外来生物法に基づき指定されている特定外来生物等の数)【再掲】	↓	2種/4種(平成29年度)	確認できる特定外来生物等の種数が減少する	確認できる特定外来生物等の種数が減少する

主な取り組み

主な取り組み	担当課
(仮称)河童徳利ひろば整備	広域事業政策課
小出川・千ノ川の適正管理の促進	広域事業政策課
千ノ川・駒寄川の除草などの維持管理	下水道河川管理課
海岸浸食防止対策	農業水産課

施策⑥ 農地、森林の保全

農産物の生産の場としての役割に加えて、環境保全やレクリエーション、防災・減災、景観形成、生きものの生息・生育環境といった多面的な役割を担う農地を保全するほか、都市農業の安定的な継続のための多様な担い手の確保などの農地の保全に寄与する事業を推進します。

また、水源涵養^{かん}、大気浄化、生きものの生息・生育空間などの公益的機能を持つ森林を保全します。

施策指標

施策指標	目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	期末目標 (令和 12 年度)
① 「農地などの田園風景が守られている」ことに対する「満足」の割合	↑	19%	26%	33%
② 耕地面積	↑	348ha	令和 4 年度に将来推計値を算出※	令和 4 年度に将来推計値を算出※
③ 市民農園面積	↑	3.67ha (令和 2.4.1)	現状値以上	4.02ha (令和 10 年目標)
④ 自然環境評価調査における環境区分（樹林）での指標種の確認数（確認した種の数／設定した指標種の数）【再掲】	→	38 種/46 種 (平成 29 年度)	確認できる指標種 の数を維持する	確認できる指標種 の数を維持する

※ 耕地面積の目標値は、令和 4 年の特定生産緑地の指定状況をふまえたうえで策定していく予定です。

〇参考データ

項目	現状値
① 生産緑地地区面積	55.70ha (令和 2.4.1)
② 保存樹林面積／保存樹木指定数	3.52ha／22 件 (令和 2.4.1)
③ 山林面積（土地利用現況調査より）	151.9ha（平坦地） 82.5ha（傾斜地） (平成 27 年度)

主な取り組み

主な取り組み	担当課
市民農園への支援	農業水産課
援農ボランティア制度の活用	農業水産課
営農に対する支援策	農業水産課
地産地消の推進	農業水産課
生産緑地の指定	都市計画課
「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の活用（保存樹林等・市民緑地など／みどりの保全地区など）（再掲）	景観みどり課

政策目標 2

良好な生活環境が保全されているまち

政策目標 2（10年後の茅ヶ崎市のイメージ）
良好な生活環境が保全されているまち

水や大気、土壌環境については環境基準を維持し、継続的に改善が図られています。騒音や振動、光害などに悩まされる市民が減っています。

ポイ捨てや不法投棄が減り、良好な生活環境が維持されています。

緑地をはじめ住宅地からも雨水が浸透され、地下水が涵養^{かん}されています。

人々が愛着を感じるみどり、水辺、眺望等の景観資源が維持されています。

■ 政策指標

政策指標		目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	大気汚染に係る環境基準達成状況	↑	光化学オキシダント以外のすべての項目で達成 (平成30年度)	全項目で環境基準達成	全項目で環境基準達成
②	水質汚濁に係る環境基準達成状況	↑	河川においてBOD、SS、大腸菌群数で環境基準超過、海域は超過なし(平成30年度)	環境基準超過なし	環境基準超過なし
③	「周辺の静かさ」に対する「満足」の割合(市民)	↑	47%	51%	55%
④	「まちのきれいさ」に対する「満足」の割合(市民)	↑	34%	39%	44%
⑤	「まちなみの美しさ」に対する「満足」の割合(市民)	↑	18%	25%	32%

基本方針(3) 良好な生活環境の保全

- ・暮らしの中から生じる公害の未然防止を図るため、市民、事業者への啓発活動を行います。
- ・大気、水質、騒音など、市内の環境状態の監視・測定を実施します。
- ・水循環の維持・回復のために、雨水の地下浸透を促進します。

基本方針(4) 快適な生活環境の形成

- ・まちの美化に関する市民、事業者の意識の高揚を図ります。
- ・魅力的で快適な景観づくりを推進します。

基本方針(3) 良好な生活環境の保全

施策⑦ 公害防止対策の推進

市民が健康に生活できる環境を確保するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施のほか、騒音・振動の発生防止に向けた取り組みや有害化学物質対策を実施するなど、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取り組みを実施していきます。

施策指標

施策指標		目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	工場・事業場定期立入調査件数	→	35件	35件	35件
②	工場・事業場の排水測定における排水基準達成率	→	17件/17件 (100%)	100%	100%
③	「空気のきれいさ」に対する「満足」の割合(市民)	↗	45%	50%	55%
④	「土壌の汚れ」に対する「満足」の割合(市民)	↗	41%	47%	54%

主な取り組み

主な取り組み	担当課
水質汚濁、土壌汚染に関する立入調査	環境保全課
大気汚染に関する立入調査	環境保全課
騒音、振動、悪臭に関する立入調査	環境保全課
水質測定物品の貸与及び供与	環境保全課

施策⑧ 健全な水循環の維持

健全な水循環を維持・回復するため、雨水の地下浸透を促進します。

また、水質改善に取り組むとともに、水質測定を継続的に実施します。

施策指標

施策指標		目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	地下水水質常時監視結果	→	定点調査・メッシュ調査は超過なし (平成30年度)	環境基準超過なし	環境基準超過なし
②	市内河川の水質に係る環境基準達成状況	↗	一部超過 (平成30年度)	環境基準超過なし	環境基準超過なし
③	水浴場の水質判定基準の達成状況	↗	5月-水質 AA 7月-水質 B (平成30年度)	水質 A	水質 A
④	生活排水処理率	↗	97.2% (平成30年度)	98.8%	99.3%
⑤	「水のきれいさ」に対する「不満」の割合(市民)	↘	37%	32%	28%

主な取り組み

主な取り組み	担当課
地下水・河川水質調査	環境保全課
水循環水環境に関する啓発活動	下水道河川建設課
下水道排水に対する水質調査	下水道河川総務課
処理区域内での早期水洗化の促進	下水道河川総務課

施策⑨ 地域での生活環境の保全

ペットの適正管理に関する市民のマナー向上・法令順守に向けた取り組みや、法令などになじまない家庭生活における生活騒音についての周知啓発等により、地域における生活環境の保全を図ります。

施策指標

施策指標	目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	期末目標 (令和 12 年度)
① 環境騒音に関する観測地点での環境基準達成率※	→	100% (平成 30 年度)	100%	100%

※ 騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに基準値が定められおり、茅ヶ崎市では、市長が次のとおり環境基準の類型指定を行っています。

地域の類型	基準値	
	昼間（6～22 時）	夜間（22～6 時）
A 及び B	55 dB 以下	45 dB 以下
C	60 dB 以下	50 dB 以下

A：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

B：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

主な取り組み

主な取り組み	担当課
飼育マナー啓発	衛生課
普通騒音計及び振動計の貸出	環境保全課

基本方針(4) 快適な生活環境の形成

施策⑩ まちの美化の推進

ごみの散乱を防止するため、環境美化に対する意識の啓発を行うとともに、地域によるまちの美化の取り組みとして、クリーンキャンペーン等の環境美化活動を実施し、ごみの少ないきれいなまちを目指します。

施策指標

施策指標		目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	地域清掃・ボランティア清掃参加人数	↗	7,647 人	7,838 人	8,412 人

主な取り組み

主な取り組み	担当課
美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎	環境保全課
「きれいなちがさき条例」周知啓発	環境政策課
地域清掃・ボランティア清掃	環境保全課

施策⑪ 良好な景観形成の推進

「茅ヶ崎市景観計画」等に基づく、景観への取り組みを実施し、地域の特色を生かした良好な景観形成を推進します。

施策指標

施策指標		目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	景観資源の累計指定件数	↗	29 箇所	34 箇所	35 箇所

主な取り組み

主な取り組み	担当課
景観資源の指定	景観みどり課
屋外広告物に関する事務	景観みどり課
公共サインの整備	景観みどり課
景観まちづくりアドバイザー派遣	景観みどり課

政策目標 3

資源を大切に作る循環型のまち

政策目標 3（10年後の茅ヶ崎市のイメージ） 資源を大切に作る循環型のまち

必要な時に必要な量だけ商品を購入する、捨てる前に必要としている人に譲るなど、環境に配慮した消費行動が定着しています。

家庭では水切り等の徹底や食品ロスを減らす取り組み等が広がり、家庭から出される燃やせるごみが減っています。

使い捨てのプラスチック等の使用が抑制され、紙類等資源物の分別も徹底されており、市民1人が1日あたりに排出するごみの量が少ないまちになっています。

政策指標

政策指標	目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 市民1人1日当たりの資源物を除くごみ排出量	↓	642.4g	583.9g	560.3g
② 市民1人1日当たりのごみ排出量	↓	797.2g	779.2g	761.3g
③ 最終処分率	↓	9.94%	6.05%	3.31%
④ 「リサイクル等の活動が盛んである」ことに対する「満足」の割合（市民）	↑	12%	20%	28%

※中間・期末の目標値は、改定一般廃棄物処理基本計画（H30年度3月）における目標管理を行うために、国が策定した「ごみ処理基本計画策定指針」の中で示す方法に準じ、ごみの種別ごとに過去の排出実績から排出原単位（g/人日）を、トレンド法（≒時系列傾向分析）により推計しています。

※なお、ごみの有料化の導入については、始期が確定していないため、推計値はごみの有料化を前提としない数値です。中間評価時において、ごみの有料化が導入されている場合、期末評価の目標値については見直します。

基本方針（5） ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

- ・「資源循環型まちづくり」に向け、「ごみ」の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、要らないものを買わない・断る（リフューズ）の4Rに関する施策を積極的に推進します。

基本方針（6） 資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築

- ・「ごみ」の自区域内処理の原則のもと、地球環境に負荷を与えない、地域経済の発展に寄与する「資源循環型まちづくり」を目指したごみ処理システムを構築します。

基本方針(5) ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

施策⑫ 4Rの推進

市民や事業者のリフューズやリデュースの取り組みをサポートし、さらにリユースやリサイクル意識の醸成をはかるために、地域や事業者と連携し、ごみを出さないための行動を呼びかけていきます。

また、新たな分別・資源化、使い捨てプラスチックの使用削減や食品ロスを抑制する取り組みなど、ごみの減量化に対して効果のある諸制度について、幅広く情報を収集し、必要に応じて導入を検討します。

施策指標

施策指標		目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	「資源ごみの分別」を実施している割合(市民)	→	91%	92%	92%
②	「環境ラベル商品、地場製品の購入」を実施している割合(市民)	↗	48%	52%	56%
③	ごみ排出量(家庭系)	↘	59,647t/年	59,605t/年	59,563t/年
④	「ごみの減量化への取り組み」を実施している割合(事業者)	↗	72%	74%	76%
⑤	ごみ排出量(事業系)	↘	10,926t/年	6,811t/年	5,797t/年

主な取り組み

主な取り組み	担当課
ごみの減量化・資源化	資源循環課
適正分別のための情報提供	資源循環課
4R推進事業者行動協定の創出	資源循環課
事業系ごみの排出状況の把握	資源循環課

施策⑬ ごみの排出抑制と受益者負担の適正化

さらなるごみの減量化や適正分別・排出の徹底に向け、市民との十分な意見交換のもと家庭ごみ有料化の導入や一般廃棄物処理手数料の改定などを進めるとともに、その後の適正な業務の管理や減量効果の検証を行います。

また、事業系ごみの排出状況の実態を把握し、事業者に対して情報提供を行うとともに、ごみの減量化や適正分別・排出の啓発を行います。

施策指標

施策指標		目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	期末目標 (令和 12 年度)
①	「ごみの減量化への取り組み」を実施している割合（事業者）【再掲】	↗	72%	74%	76%
②	ごみ排出量（家庭系）【再掲】	↘	59,647t/年	59,605t/年	59,563t/年
③	ごみ排出量（事業系）【再掲】	↘	10,926t/年	6,811t/年	5,797t/年

主な取り組み

主な取り組み	担当課
家庭ごみ有料化導入及び進行管理	資源循環課
一般廃棄物処理手数料改定の検討及び進行管理	資源循環課
生ごみ処理機等の普及の推進	資源循環課

基本方針(6) 資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築

施策⑭ 適正な収集・運搬の実施

高齢者世帯の増加や人口減少など、将来のごみを取り巻く環境の変化に対応するとともに、環境と安全に配慮した収集・運搬を行います。

また、不適正排出や不法投棄に対する防止策を推進します。

施策指標

施策指標		目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	「まちのきれいさ」に対する「満足」の割合(市民)【再掲】	↗	34%	39%	44%
②	不適正排出の啓発件数(シール)	↘	33,922 枚	32,226 枚	30,530 枚
③	不法投棄の監察日数	→	257 日	現状維持 (250 日/年程度)	現状維持 (250 日/年程度)

主な取り組み

主な取り組み	担当課
適正排出にむけた啓発	環境事業センター
安心まごころ収集	環境事業センター
ごみや資源の収集運搬	環境事業センター
不法投棄の監察	環境事業センター

施策⑮ 適正な処理・処分の実施

ごみ処理施設の適切な維持管理によりごみの適正な処理に努めるほか、安全性、経済性に優れ、処理残渣の減量化及び再資源化に資する環境への負荷が小さい中間処理技術の研究を継続的にを行います。

また、安全性や効率性を考慮しながら、ごみ処理の広域化を推進します。

このほか、最終処分場の安全管理を徹底し適正な処分を行うことで、環境保全を図るとともに、焼却残渣の再資源化を推進します。

施策指標

施策指標		目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	期末目標 (令和 12 年度)
①	焼却残渣の再資源化量	↗	1,054t	3,440t	5,029t
②	焼却量	↘	56,310t/年	51,482t/年	49,113t/年
③	最終処分量	↘	7,018t/年	4,097t/年	2,161t/年

主な取り組み

主な取り組み	担当課
ごみの焼却処理施設の運転維持管理	環境事業センター
粗大ごみ処理施設の運転維持管理	環境事業センター
最終処分場の維持管理	環境事業センター
環境事業センターやリサイクルセンターの施設見学	環境事業センター

政策目標 4

気候変動に対応できるまち

政策目標 4（10年後の茅ヶ崎市のイメージ）
気候変動に対応できるまち

家庭や事業所においては、無駄を排除し、無理なく続けられる省エネ行動の定着に加えて、省エネ型の機器や次世代型自動車の導入が進むなど、省エネが当たり前となり、温室効果ガスの排出が抑制されたまちになっています。

太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの活用など、気候変動を緩和する取り組みが図られています。

気候変動リスクに適応する取り組みも進められ、市民の防災意識が高まるとともに、豪雨などによる自然災害への対策や熱中症を予防する取り組みが浸透したまちになっています。

政策指標

政策指標		目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	市域のエネルギー消費量※	↓	【基準年度】 15,414 TJ (平成25年度) 16,857 TJ (平成29年度)	14,255 TJ (基準年度比 -7.5%)	13,096 TJ (基準年度比 -15%)
②	市域の温室効果ガス排出量※	↓	【基準年度】 1,291 千t-CO ₂ (平成25年度) 1,308 千t-CO ₂ (平成29年度)	1,123 千t-CO ₂ (基準年度比 -13%)	955 千t-CO ₂ (基準年度比 -26%)
③	再生可能エネルギー設備容量	↑	21,016 kW	31,102 kW	39,593 kW
④	「省エネルギーなど地球温暖化対策への取り組み」を実践している割合（市民）	↑	62%	66%	70%
⑤	「省エネルギーなど地球温暖化対策への取り組み」を実践している割合（事業者）	↑	62%	67%	73%
⑥	「ハザードマップでの災害リスクの確認」を実施している割合（市民）	今年度、アンケート調査後に現状値、目標値を設定予定			
⑦	「熱中症対策」を実施している割合（市民）				

※国では、令和2年3月の国連へのNDC（削減目標等である国が決定する貢献）提出を契機として、地球温暖化対策計画の見直しを含めた気候変動対策について検討がされており、削減目標については、エネルギーミックスと整合的に温室効果ガス全体の施策を積み上げ、「さらなる野心的な努力を反映した意欲的な数値」を目指すとしています。また、「新しい生活様式」の定着・拡大に伴うエネルギー消費構造の変化は、本市におけるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量に影響を及ぼすことが予想されます。そのため、中間評価時において、新たな地球温暖化対策計画及び社会情勢等をふまえ、削減目標値の再検討を行うこととします。

○参考データ

項目		基準年度（平成 25 年度）	現状値（平成 29 年度）
①	市域のエネルギー消費量の原単位	産業：21.3 GJ/百万円 業務：3.0 GJ/m ² 家庭：37.0 GJ/世帯 運輸：30.9 GJ/台	産業：24.1 GJ/百万円 業務：2.9 GJ/m ² 家庭：33.8 GJ/世帯 運輸：27.9 GJ/台
②	市域の温室効果ガス排出量の原単位	産業：1.69 t-CO ₂ /百万円 業務：0.29 t-CO ₂ /m ² 家庭：3.33 t-CO ₂ /世帯 運輸：2.13 t-CO ₂ /台	産業：1.75 t-CO ₂ /百万円 業務：0.25 t-CO ₂ /m ² 家庭：2.77 t-CO ₂ /世帯 運輸：1.92 t-CO ₂ /台

基本方針（7） 気候変動緩和策の推進

- ・ 温室効果ガス排出抑制を目指し、エネルギーや資源を賢く使うライフスタイル、事業活動への転換を促進します。
- ・ 自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、災害時にも役立つ再生可能エネルギー設備の導入を促進します。
- ・ 省エネルギーに配慮した建物・設備とするよう情報提供を行います。

基本方針（8） 気候変動適応策の推進

- ・ 気候変動の影響による被害を最小限とするため、地域の防災・減災力を強化します。
- ・ 気候変動対策の必要性の周知・啓発を行います。

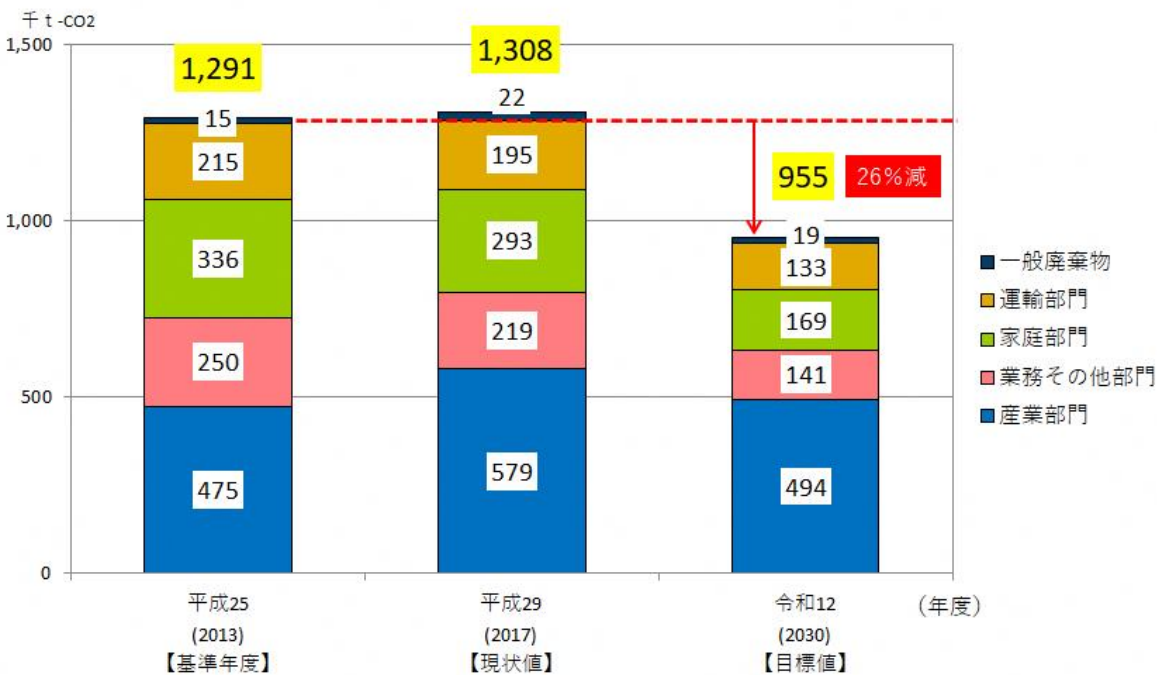
茅ヶ崎市の温室効果ガス排出量削減目標

本計画は、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置づけられることから、温室効果ガス排出量削減のための中長期目標を定めます。

我が国では、パリ協定に基づき、『2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 26.0%削減』とする削減目標を、「地球温暖化対策計画」において掲げています。

本市においても国の目標を基準として、以下の目標を掲げます。

**令和 12 年度（2030 年度）までに平成 25 年度（2013 年度）比で
市内の二酸化炭素（CO₂）排出量を 26%削減する**



部門別の削減量・削減率（内訳）

部門	2030年度削減目標								
	排出量 (千 t -CO2)	基準年度からの削減量 (千 t -CO ₂)					基準年度比削減率 (%)		【参考】 2030 国削減率 (%)
		現状趨勢 (BaU)	追加対策分（排出係数改善含む）			うち追加対策分			
				排出係数改善分 注2)	追加対策分				
産業	494	19	84	-65	-35	-30	4%	-6%	-7%
業務	141	-109	-48	-61	-41	-20	-44%	-8%	-40%
家庭	169	-167	-104	-63	-48	-15	-50%	-4%	-39%
運輸	133	-83	-49	-34	-1	-33	-38%	-15%	-28%
廃棄物	19	4	5	-1	0	-1	25%	-7%	-7%
計	955	-336	-112	-224	-125	-99	-26%	-8%	-26%

各部門の小数点以下を四捨五入しているため合計値にずれが生じている場合があります。

注 1) 現状趨勢とは、追加的な地球温暖化対策を行われないことを前提とした場合を意味します。

注 2) 電力排出係数改善分の削減量として、2030 年度の電力排出係については、0.37kg-CO₂/kWh（国エネルギー基本計画等に基づく設定）まで下がることを想定し、算出しています。

コラム

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による温室効果ガス排出量への影響」
が入ります。

基本方針(7) 気候変動緩和策の推進

施策⑯ 家庭・事業者の省エネルギーの推進

温室効果ガス排出量削減のために、低炭素型の製品・サービスを賢く選択するライフスタイルへの転換を促進します。

また、事業者に向けた効果的な省エネルギー対策に関する情報を提供します。

施策指標

施策指標	目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 「電化製品の省エネ設定」を実施している割合(市民)	↗	74%	77%	81%
② 「エアコンの温度設定」を実施している割合(市民)	↗	65%	69%	72%
③ 「照明、テレビの消灯」を実施している割合(市民)	↗	87%	88%	89%
④ 「エコドライブ」を実施している割合(市民)	↗	64%	66%	69%
⑤ 「省エネ家電」を「導入済」の割合(市民)	↗	47%	53%	59%
⑥ 「高効率照明」を「導入済」の割合(事業者)	↗	55%	61%	67%
⑦ 廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の市民1人1日当たり排出量	↘	200.8 g-CO ₂	161.3 g-CO ₂	150.9g-CO ₂

主な取り組み

主な取り組み	担当課
省エネルギー及び地球温暖化対策に対する普及啓発	環境政策課
再生可能エネルギーに対する普及啓発	環境政策課
ごみの減量化・資源化に関する啓発	資源循環課

施策⑰ 公共施設の省エネルギーの推進

市役所をはじめとする公共施設においては、業務における省エネルギーを推進し、温室効果ガス排出量を削減します。

施策指標

施策指標		目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	期末目標 (令和 12 年度)
①	市有施設におけるエネルギー消費量	↓	算出中	令和 12(2030)年度までに平成 25(2013)年度比で温室効果ガス排出量 40%削減を目途に目標値検証	
②	市有施設における温室効果ガス排出量	↓	算出中		
③	「エコドライブ」を実施している割合（職員）	↑	87%	89%	90%

主な取り組み

主な取り組み	担当課
茅ヶ崎市環境マネジメントシステム（C-EMS〔チームス〕）の適正運用	環境政策課
コストを勘案した省エネ、高効率設備機器の設置・更新	施設再編整備課

施策⑩ 再生可能エネルギーの適切な導入の推進

太陽光発電、廃棄物発電などの、本市に適した再生可能エネルギーや災害時にも役立つ自立分散型エネルギーについて、家庭・事業者の導入や活用における課題を把握・分析し、自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、活用を促進します。

施策指標

施策指標		目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	市域の太陽光発電システム設備導入件数・設備容量	↑	10kW未満： 4,056件 (15,889kW) 10kW以上： 284件 (5,072kW)	10kW未満： 5,340件 (21,994kW) 10kW以上： 441件 (9,052kW)	10kW未満： 6,407件 (27,085kW) 10kW以上： 571件 (12,454kW)
②	「太陽光発電システム」を「導入済」の割合（市民）	↑	6%	7%	8%
③	「太陽光発電システム」を「導入済」の割合（事業者）	↑	7%	9%	12%

主な取り組み

主な取り組み	担当課
省エネルギー及び地球温暖化対策に対する普及啓発（再掲）	環境政策課
再生可能エネルギーに対する普及啓発（再掲）	環境政策課

基本方針（８） 気候変動適応策の推進

施策⑱ 自然災害対策の推進

短時間の集中豪雨に対応するため市民の防災意識の高揚を図るとともに、減災に寄与する雨水の貯留・浸透の促進や、下水道施設の計画的な整備や維持管理に取り組みます。

施策指標

施策指標		目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	期末目標 (令和 12 年度)
①	「災害に備えた食料や水の備蓄」を実施している割合（市民）	↑	今年度、アンケート調査後に現状値、目標値を設定予定		
②	「災害時の避難行動について直近 1 年間で考えたことがある」割合（市民）	↑			
③	避難確保計画の提出率	↑	90.5%	100%	100%
④	「家庭用燃料電池・蓄電システム（電気自動車を含む）」を「導入済」の割合（市民）	↑	5%	7%	9%

主な取り組み

主な取り組み	担当課
気候変動適応策に対する情報収集	環境政策課
気候変動適応策に対する普及啓発	環境政策課
災害対策に関する各種訓練と防災知識の広報・啓発	防災対策課
気候変動適応策の推進に向けた庁内調整	環境政策課

施策⑳ 健康被害対策の推進

熱中症や熱帯・亜熱帯地域でみられる感染症のリスクが高まっていることから、市民に向けて熱中症や感染症の予防に関する情報を発信するなどの普及・啓発を行います。

施策指標

施策指標		目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	「暑さ指数(WBGT)」を聞いたことがある割合(市民)	↑	今年度、アンケート調査後に現状値、目標値を設定予定		
②	「従業員に対する熱中症対策」を実施している割合(事業者)	↑			
③	「みどりのカーテンや敷地の植栽など」を実施している割合(市民)	↑	50%	55%	60%
④	「みどりのカーテンや屋上・敷地の緑化」を実施している割合(事業者)	↑	36%	42%	49%

主な取り組み

主な取り組み	担当課
気候変動適応策に対する情報収集(再掲)	環境政策課
気候変動適応策に対する普及啓発(再掲)	環境政策課
熱中症予防に対する周知・啓発	健康増進課

地域気候変動適応計画

本計画は、「地域気候変動適応計画」としても位置付けられます。

気候変動対策は、温室効果ガスの排出抑制（緩和策）と同時に、緩和策を行っても避けられない気候変動の影響に対応していくこと（適応策）が必要です。

予測される影響

茅ヶ崎市で気候変動の影響が特に大きいと考えられるのは、次のようなものがあげられます。

大項目	小項目	茅ヶ崎市での影響 現在の影響(■)、 将来予測される影響(▲)
農業	水稻	▲品質低下（白未熟粒、一等米比率低下など）
	果樹	■▲高温による生育障害 ■▲急な低温による霜害リスクの増大
	病害虫・雑草	■▲生育適温が高い病害虫の発生
	農業生産基盤	■▲風水害等による農地や農業用施設の被害
水産業	生態、養殖	■▲海水温の変化による海藻や貝類等の定着性水産生物の変化
水環境	沿岸域	▲海水温上昇による赤潮発生、底層溶存酸素の低下
	水供給	▲無降雨・少雨が続くことによる渇水リスクの増大
生態系	生態系	■▲分布域の変化、ライフサイクル等の変化
災害	洪水・内水	■▲現在の整備水準を上回る降雨による浸水被害や施設被害の発生 ▲短時間強雨による浸水被害
	高潮・高波	▲高潮・高波リスクの増大 ▲漁港防波堤等への被害
	海岸侵食	■▲海面上昇や台風の強度の増大による海岸侵食
	地すべり等	▲土砂災害の増加、被害の拡大
健康	暑熱	▲熱ストレスによる超過死亡者数（直接・間接問わず総死亡者数がどの程度増加したかを示す指標）の増加 ■▲熱中症搬送者数の増加
	その他	■▲高温期の長期化による光化学スモッグや PM2.5 の高濃度化
都市	インフラ	■▲短時間強雨や渇水の増加、強い台風の増加等によるインフラ等への影響
生活	暑熱	■▲熱中症リスクの増大、睡眠障害、屋外活動への影響等

※影響評価は、国・神奈川県の評価に準じています。

連携による施策の推進

適応策の推進にあたっては、気候変動の影響やリスク等に関する最新の情報の収集や広域的な連携・対応が必要です。

国の気候変動適応センターや研究機関、神奈川県気候変動適応センター、周辺自治体と密接に連携し、適応策を推進していきます。

また、市民・事業者・行政それぞれの役割を本計画で明確にし、取り組みを進めていきます。

政策目標5

環境に配慮した行動を実践するまち

政策目標5（10年後の茅ヶ崎市のイメージ）
環境に配慮した行動を実践するまち

市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践する機会が身近にあるまちになっています。

家庭や学校、職場など様々な場面で、省エネ行動やごみ減量の取り組みを行うことが、市民や事業者に着実に定着しています。

多様な自然と歴史・文化にあふれた茅ヶ崎を、より豊かにして次世代へ引き継ぐため、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たしつつ、互いの特性を生かして連携・協力して、様々な環境保全活動に取り組む、環境にやさしいまちになっています。

■ 政策指標

政策指標	目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 「環境学習の機会」に対する「不満」の割合（市民）	↓	32%	28%	24%
② 「環境活動の機会」に対する「不満」の割合（市民）	↓	25%	22%	19%
③ 「省エネルギーなど地球温暖化対策への取り組み」を実践している割合（市民）【再掲】	↑	62%	66%	70%
④ 「省エネルギーなど地球温暖化対策への取り組み」を実践している割合（事業者）【再掲】	↑	62%	67%	73%
⑤ 「資源ごみの分別」を実施している割合（市民）【再掲】	→	91%	92%	92%
⑥ 「ごみの減量化への取り組み」を実施している割合（事業者）【再掲】	↑	72%	74%	76%
⑦ 環境分野における市民活動団体等との連携及び協働件数	↑	57件	60件	63件

○参考データ

項目	現状値
① 市民・事業者アンケート調査の回答率	34.3%（市民） 30.4%（事業者）

基本方針(9) 環境教育・環境学習の充実

- ・未来を担う子どもたちに向けて、学校における環境教育の充実を図ります。
- ・市民が参加しやすい環境学習会やイベントの開催などを通じて、環境学習の充実を図ります。
- ・庁内における環境意識の向上を図ります。

基本方針(10) 環境活動の促進

- ・市民、事業者の環境に配慮した活動に対する支援を行います。
- ・様々な媒体を活用しながら、市内の環境に係る情報発信を行います。

基本方針(9) 環境教育・環境学習の充実

施策②① 学校における環境教育の充実

小・中学校で環境に関する教育を推進し、児童・生徒の環境意識を育てるとともに、体験的学習・自発的な取り組みにつなげるため、学校生活の中で環境活動を継続的に推進していきます。

環境への関心の向上と日常生活への反映を図るために、児童・生徒に現在の環境の状況、市民活動団体の活動、事業者や市の取り組みなどを紹介できる機会を作ります。

施策指標

施策指標		目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	出前授業等の実施件数	↑	18 件	23 件	27 件
②	環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」アクセス数	↑	521 件	587 件	652 件

主な取り組み

主な取り組み	担当課
スクールエコアクションの推進	環境政策課
出前授業等の実施	関係各課
環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」の活用	環境政策課 学校教育指導課
副読本・教員向けニュースレターによる情報提供	関係各課

施策②② 地域における環境学習機会の拡充

より多くの人々が環境に配慮した行動が実践できるよう、幅広い年代の人々を対象に環境保全活動や持続可能な地域づくりの参加の機会を提供し、活動を通じた学びを促進していきます。

また、より多くの市民が興味を示す内容や市民が参加しやすい工夫などを講じながら、環境学習を充実します。

施策指標

施策指標	目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	期末目標 (令和 12 年度)
① 「環境講座、農業体験、自然観察会への参加」を実施している割合（市民）	↗	7%	11%	16%
② 「地域の清掃活動」を実施している割合（市民）	↗	20%	24%	29%
③ 地域清掃・ボランティア清掃参加人数【再掲】	↗	7,647 人	7,838 人	8,412 人
④ 市主催の市民を対象とした環境に関する講座・教室等実施件数	↗	72 件	76 件	80 件

主な取り組み

主な取り組み	担当課
環境に関する講座、見学会、観察会等の実施	関係各課
市民まなび講座の活用	文化生涯学習課
地域清掃・ボランティア清掃（再掲）	環境保全課
美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎（再掲）	環境保全課
新たな環境学習手段の検討	環境政策課

施策②③ 庁内の環境意識の向上

市役所において、率先垂範としての環境活動に積極的に取り組み、市内に広く情報発信していくため、茅ヶ崎市独自の環境マネジメントシステム「C-EMS（チームス）」などに基づき、庁内での環境意識の向上を推進します。

施策指標

施策指標		目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	マイバッグを使用している割合（職員）	→	93%	94%	94%
②	マイボトルを使用している割合（職員）	↗	77%	80%	83%
③	「エコドライブ」を実施している割合（職員）【再掲】	↗	87%	89%	90%
④	「生物多様性」の意味を理解している割合（職員）	↗	46%	60%	73%
⑤	市有施設におけるエネルギー消費量【再掲】	↘	算出中	令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で温室効果ガス排出量40%削減を目途に目標値検証中	

主な取り組み

主な取り組み	担当課
茅ヶ崎市環境マネジメントシステム（C-EMS〔チームス〕）の適正運用（再掲）	環境政策課
生物多様性の庁内周知	環境政策課 景観みどり課
自然環境庁内会議の実施	景観みどり課
各種研修会や関係機関への職員派遣	関係各課

基本方針(10) 環境活動の促進

施策⑳ 環境に配慮した活動への支援

より多くの人々に対して意識と行動の啓発を行うとともに、市民や事業者が自主的に行う環境活動を支援します。

さらに、市民、事業者の中から、環境学習や環境保全活動の推進役を育成します。

施策指標

施策指標	目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	期末目標 (令和 12 年度)
① 市が広報した市民等の主催による環境活動数	↗	63 件	67 件	70 件
② 自然環境評価調査員養成講座の定員に対する参加者数の割合	↗	69% (参加者数 125 人 ／定員 180 人)	74%	79%

主な取り組み

主な取り組み	担当課
広報活動の支援	関係各課
環境に関する講演会等への支援	関係各課
環境測定機器の貸出・提供	環境政策課 環境保全課
事業者向けの環境に関する情報提供	環境政策課
自然環境評価調査関連講座の実施	景観みどり課

施策②⑤ 環境に関する情報の発信

様々な媒体を活用した市内の環境保全活動に係る情報発信など、わかりやすい形で環境情報入手できるよう、利用者ニーズに応じた情報を提供します。

施策指標

施策指標		目標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	「環境情報の充実」に対する「不満」の割合（市民）	↓	30%	26%	22%
②	イベント・講座等に関する情報発信回数	↑	326 回	343 回	359 回
③	環境フェア参加団体数／参加者数	→ ↑	61 団体 ／1,500 人	61 団体 ／1,650 人	61 団体 ／1,800 人
④	環境ポータルサイト「ちがさきエコネット」アクセス数／更新回数	↑ ↑	44,231 回 ／16 回	55,000 回 ／20 回	66,000 回 ／24 回

○参考データ

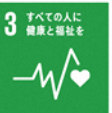
項目		現状値
イベント・講座等に関する情報発信回数内訳		
①	広報紙	97 回
②	市ホームページ（イベントカレンダー）	100 回
③	市ホームページ（日めくり等）	32 回
④	ツイッター	12 回
⑤	メール配信	20 回
⑥	ポスター・ちらし	62 回
⑦	記者発表	3 回

主な取り組み

主な取り組み	担当課
利用者ニーズに即した情報発信	関係各課 秘書広報課
環境フェアの開催	環境政策課ほか
新たな情報発信手段の活用	関係各課 秘書広報課
環境基本計画の周知	環境政策課

政策目標・施策と関連するSDGs

本計画で掲げる「政策目標」の実現と「施策」の推進は、本市の生活・社会・経済及び自然環境等、複数の異なる課題の解決と相互に関連しています。政策目標・施策とSDGsとの関連は次のように表現できます。本計画を推進することで環境の側面のみならず、持続可能な社会の実現に寄与します。

政策目標・施策	関連するSDGs
1 自然と人が共生するまち ①重要度の高い自然環境の保全 ②生きものの生息・生育環境の保全 ③生物多様性の保全に向けた理解の促進 ④公園・緑地の整備・維持管理、緑化の推進 ⑤河川・水辺、海岸の保全、整備 ⑥農地、森林の保全	     
2 良好な生活環境が保全されているまち ⑦公害防止対策の推進 ⑧健全な水循環の維持 ⑨地域での生活環境の保全 ⑩まちの美化の推進 ⑪良好な景観形成の推進	    
3 資源を大切に作る循環型のまち ⑫4Rの推進 ⑬ごみの排出抑制と受益者負担の適正化 ⑭適正な収集・運搬の実施 ⑮適正な処理・処分の実施	   
4 気候変動に対応できるまち ⑯家庭・事業者の省エネルギーの推進 ⑰公共施設の省エネルギーの推進 ⑱再生可能エネルギーの適切な導入の推進 ⑲自然災害対策の推進 ⑳健康被害対策の推進	      
5 環境に配慮した行動を実践するまち ㉑学校における環境教育の充実 ㉒地域における環境学習機会の拡充 ㉓庁内の環境意識の向上 ㉔環境に配慮した活動への支援 ㉕環境に関する情報の発信	  

第4章 計画の確実な推進のために

4-1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、茅ヶ崎市環境審議会をはじめ、環境調整会議、各担当課及び事務局が、相互に連携を図りながら、それぞれの役割を果たします。

環境審議会

学識経験者や市民、事業者の参加の下、環境の保全に関して、多方面にわたる専門的知識と広い視野に立った多角的な検討を行い、時代に適した判断を示していく役割を担います。また、廃棄物減量等推進審議会、みどり審議会等、他の審議会との情報共有を図ります。

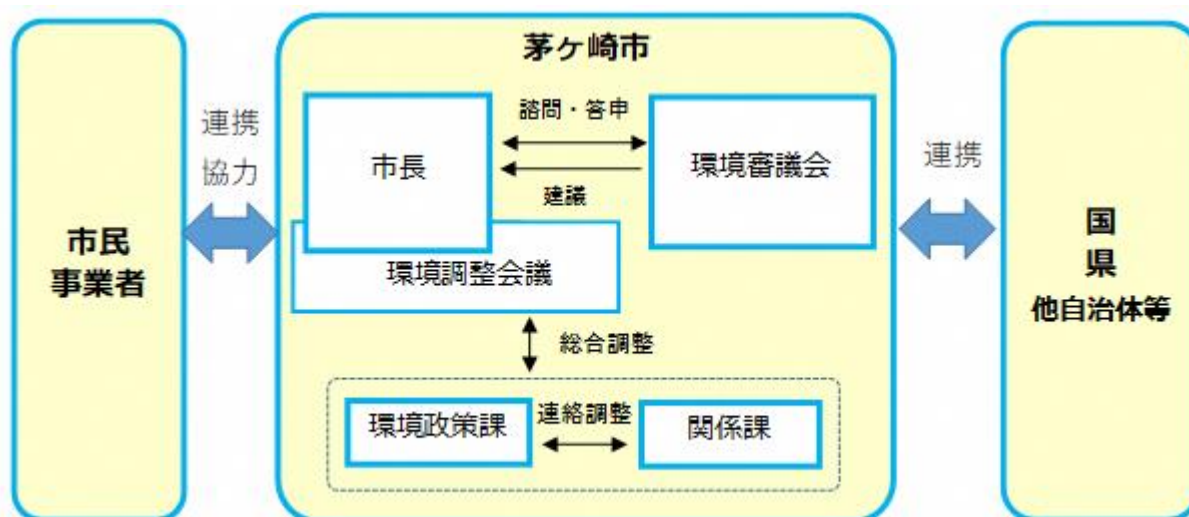
環境調整会議

環境の保全に関する庁内横断的な組織とし、施策の推進や計画の全体進行管理について、検討及び総合的調整を行う組織としての役割を担います。

広域的な連携

気候変動への対応、生物多様性保全のためのみどりの連続性の確保などの広域的な課題の解決については、本市が主体的に取り組むとともに、必要に応じて周辺自治体、県、国と密接に連携し取り組んでいきます。また、そのために日頃よりこれらの主体と情報を共有し、強固なネットワークの構築を図ります。

計画の推進体制



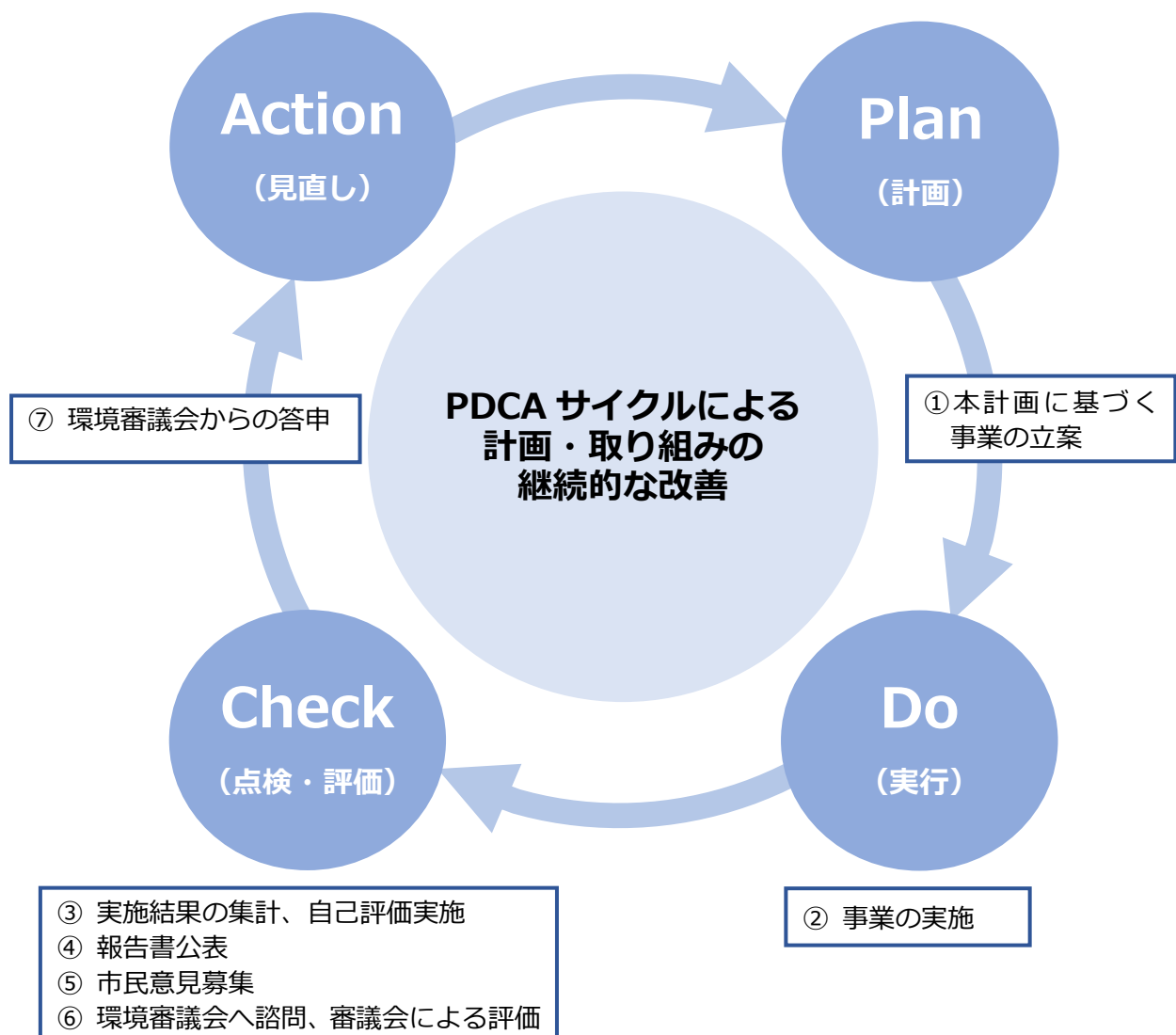
4-2 計画の進行管理

1 進行管理の仕組み

計画を着実に推進し、進行管理を行うため、計画の策定(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Action)を繰り返す、PDCA サイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

また、計画の施策の実施状況や政策目標の達成状況は、茅ヶ崎市環境審議会による審議を行うとともに、市民・市民団体や事業者からの意見把握に努めます。

計画の進行管理のイメージ



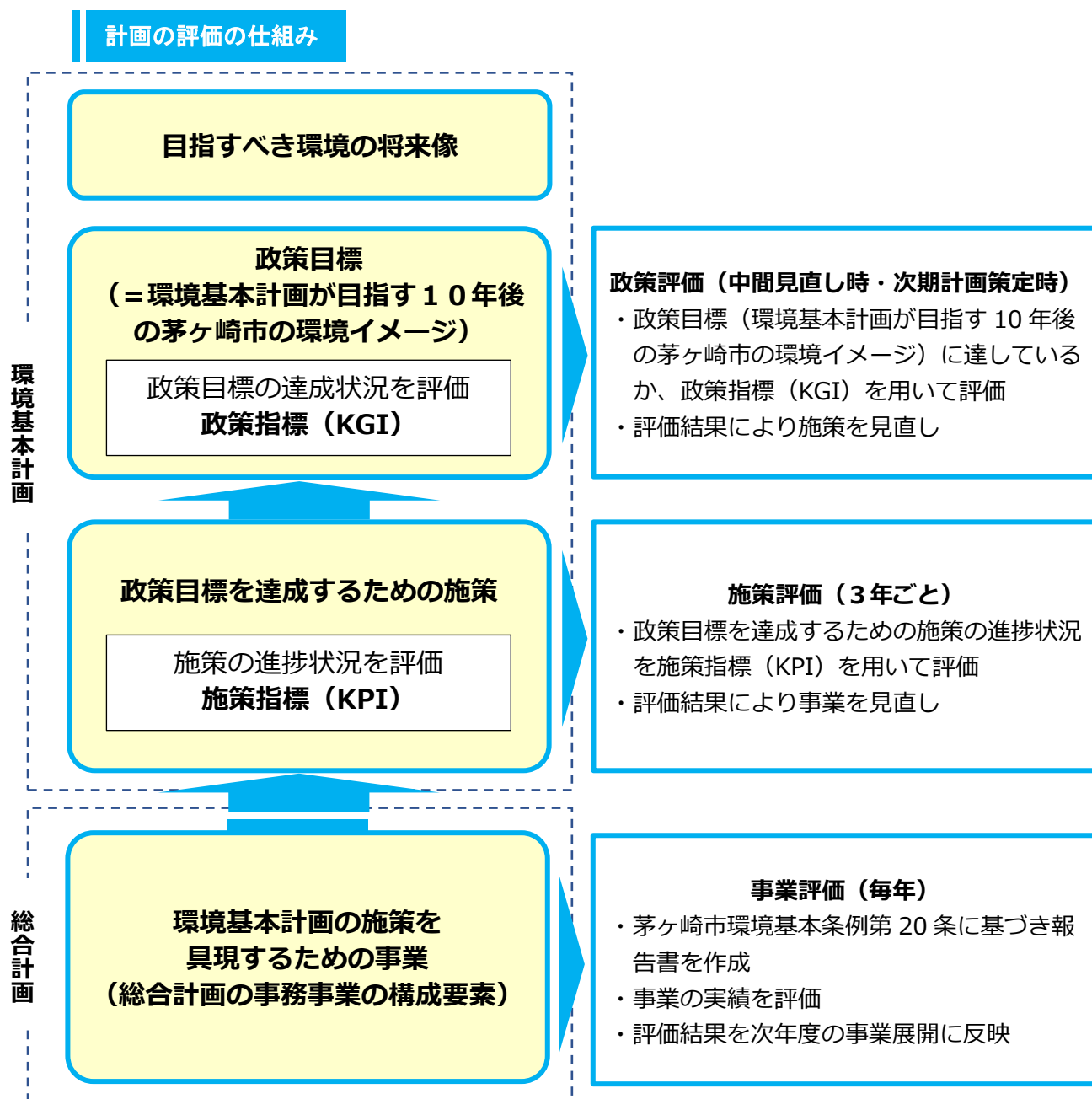
2

評価の実施方法

① 評価の仕組み

目指すべき環境の将来像の実現に対し、政策目標や施策、あるいは事務事業が論理的につながり、かつどのように寄与しているのかを評価できるように、政策指標（KGI）※¹及び施策指標（KPI）※²を設定し、評価を実施していきます。

政策指標（KGI）及び施策指標（KPI）は、原則として成果指標とし、客観的かつ継続的に測定、評価できるようにします。また、定量的指標に加えて定性的な指標を設定することにより、総合的な評価へと繋げていきます。



※1 政策指標（KGI）：Key Goal Indicator 最終目標が達成されているかを計測するための指標

※2 施策指標（KPI）：Key Performance Indicator KGIを達成するための過程を計測する中間指標

② 評価のスケジュール

計画の評価は、以下のスケジュールに基づき実施していきます。また、国内外の政策動向等の変化をふまえ、必要に応じて見直しを行います。

●事業評価（毎年）

事業評価は、本計画に基づき立案された個別事業の年度実績、進捗状況を評価します。

各担当課は、年度当初に総合計画の実施計画（令和3・4年度は（仮称）事業実施方針）と連動した事業内容、事業実施目標を設定し、年度末に事業の実施内容を自己評価し、事務局（環境政策課）へ報告します。

事務局（環境政策課）は、各担当課からの報告をとりまとめるうえ、市民意見を募集したうえで茅ヶ崎市環境審議会に報告し、茅ヶ崎市環境審議会は、当該年度における実績、進捗評価を実施し、事業内容の改善点などについて、意見・提言を行います。

●施策評価（3年ごと）

施策評価は、政策目標を達成するための施策の進捗状況を評価するもので、施策ごとに設定した施策指標（KPI）を用いて、進捗状況を評価します。

事務局（環境政策課）は、各担当課からの報告、市民アンケート結果などをとりまとめるうえ、茅ヶ崎市環境審議会に報告し、茅ヶ崎市環境審議会は、施策の進捗状況の評価を実施し、実施事業の見直し、事業内容の改善点などについて、意見・提言を行います。

●政策評価（中間見直し時・次期計画策定時）

政策評価は、本計画が掲げる5つの基本目標（環境基本計画が目指す10年後の茅ヶ崎市の環境イメージ）に達しているかについて、政策指標（KGI）を用いて、進捗状況を評価します。

事務局（環境政策課）は、実施期間内における施策の実施状況、政策目標の達成状況などをとりまとめるうえ、茅ヶ崎市環境審議会に報告します。

茅ヶ崎市環境審議会は、政策目標の達成状況について審議を行い、施策及び事業の見直し、改善点などについて、意見・提言を行います。

計画の評価のスケジュール

評価項目	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
環境基本計画	中間評価									期末評価
政策評価					●				●	
施策評価				●			●		●	
事業評価※	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
アンケート実施			●			●			●	
総合計画 (実施計画)	(仮称) 事業実施方針		前期 実施計画			後期 実施計画				

※茅ヶ崎市環境基本条例第20条により公表する報告書に基づく評価です。総合計画の事務事業評価と連携を図ります。

資料編

1 計画策定の根拠となる法令等

- 茅ヶ崎市環境基本条例
- 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 気候変動適応法

2 計画策定の経緯

- 計画策定経過
- 茅ヶ崎市環境審議会委員名簿
- 茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会委員名簿
- 諮問・答申

3 市民意見の反映

- 市民・事業者アンケート結果
- 市民ワークショップ結果
- 市民討議会結果
- 市民活動団体アンケート結果
- パブリックコメント実施結果

4 温室効果ガス排出量の推計

- 市の温室効果ガス排出量の推計方法
- 市の事務事業の温室効果ガス排出量の推計方法
- 削減目標の設定

5 用語集